資料１

令和7年度版

「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画

～　実施計画の事業内容及び令和6年度実施状況等報告

並びに令和7年度～令和8年度実施計画　～

令和8年1月

目　次　《 太宰府市「人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画の事業一覧表 》

大項目	中項目	施　策　名	担当課	頁
1.「総合行政としての人権行政」を目指して	(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進	① 「人権尊重のまちづくり推進本部」による横断的な機能の強化・充実	人権政策課	1
		② 個別計画の見直し	人権政策課 福祉課 介護保険課 高齢者支援課 保育児童課	1 ・ 2
		③ 透明性・公平性・公正性の確保	人権政策課	2
		④ 市民・関係機関・団体とのネットワークの構築	人権政策課	
		⑤ 人権相談機能の充実	人権政策課	3
	(2) 人権尊重の地域コミュニティづくり	① 市民参加・参画の促進	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ課 人権政策課 社会教育課	3
		② 人権教育・啓発の推進リーダーの育成	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ課 人権政策課 社会教育課	4
		③ 校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援	地域ｺﾐｭﾆﾃｨ課 人権政策課 社会教育課	4 ・ 5
		④ コミュニティ・スクールでの人権学習への支援	学校教育課	5
	(3) 人権意識の向上をめざす職員の育成	① 全職員を対象とした人権問題研修の推進	総務課	6
		② 職場における効果的な人権研修の取り組み	人権政策課	
		③ 人権問題に関わる外部研修への参加	人権政策課	
2.「人権教育・啓発」の推進を目指して	(1) 就学前教育における人権教育・啓発	① 子育てに関する情報の提供・相談体制・支援体制の充実	子育て支援課	7
		② 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域との連携を図り、人権尊重精神の普及・啓発の推進	保育児童課 学校教育課	
		③ 人権問題研修の充実	保育児童課	
	(2) 学校教育における人権教育・啓発	① 人権教育の組織的・計画的な推進	学校教育課	8
		② 学力・進路保障実践の充実	学校教育課 社会教育課	
		③ 教職員研修の充実	学校教育課	
	(3) 社会教育における人権教育・啓発	① 社会教育における学習と実践の一体化	社会教育課 文化学習課	9
		② 家庭教育に関する保護者の学習機会の充実と支援	社会教育課	
		③ 地域交流活動の促進	社会教育課	
	(4) 企業・事業所における人権教育・啓発	① 人権問題に関する研修会などへの参加	産業振興課	10
		② 人権啓発推進者の育成・援助		
		③ 企業・事業所等研修会の支援		
		④ 就職支援の取組		
	(5) 市民への人権教育・啓発	① 人権教育・啓発の充実と推進	人権政策課 社会教育課	11
		② 「人権尊重のまちづくり」活動への支援	人権政策課 社会教育課	12
		③ 調査・研究の充実	人権政策課 社会教育課	

大項目	中項目	施　策　名	担当課	頁
3.「個別の人権問題の基本的方向」	(1) 同和問題	① 市民に対する教育・啓発活動の推進	人権政策課 社会教育課	13
		② 「人権・同和問題啓発推進会」の充実・強化	人権政策課	14
		③ 職員研修の取組	総務課	
		④ 人権センターの機能充実・強化	人権政策課	
		⑤ 企業・事業所が行う人権研修への支援	産業振興課	
		⑥ 同和地区住民の生活基盤確立に向けた施策の構築	人権政策課 生活支援課 元気づくり課	15
	(2) 女性の人権問題	① 第3次太宰府市男女共同参画プランの推進と進行管理	人権政策課	16
		② DVなどの被害者に対する相談機能の充実及び自立支援	人権政策課	
		③ 女性の登用率などの向上に向けて	人権政策課 総務課	16 17
		④ 「ワーク・ライフ・バランス」の啓発及び普及	人権政策課	17
	(3) 子どもの人権問題	① 地域における子育て支援の充実	子育て支援課	18
		② 「児童虐待ネットワーク」の充実・強化	子育て支援課	
		③ 児童生徒の学力保障・進路保障の充実	学校教育課 社会教育課	
		④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	19
		⑤ インターネットによる人権侵害への対応	学校教育課 社会教育課	
	(4) 高齢者の人権問題	① 高齢者を支援する地域づくり	高齢者支援課	20
		② 介護予防の推進	高齢者支援課	
		③ 介護保険事業の推進	介護保険課	
		④ 高齢者支援に関する市民への啓発	高齢者支援課 産業振興課	21
		⑤ 各種相談業務の充実	高齢者支援課	22
		⑥ 高齢者の孤立化への対策	高齢者支援課	
	(5) 障がいのある人の人権問題	① 相談支援体制の充実	福祉課 子育て支援課	23
		② 就労支援の充実	福祉課	
		③ 障がい福祉サービスの展開		
		④ 地域生活支援事業の推進		24
		⑤ 障がい者差別の解消の推進		
	(6)外国人の人権問題	① 国籍や人種にとらわれない市民意識の醸成	国際・交流課	25
		② 生活全般にわたった相談窓口の充実	国際・交流課 市民課	26
		③ 外国人にも分かりやすい情報提供	国際・交流課　観光推進課 市民課　子育て支援課	26 27
	(7) HIV感染者などに関する人権問題	① 教育・啓発の推進	元気づくり課 学校教育課	28
	(8) 性的少数者の人権問題	① 教育・啓発の推進	人権政策課　産業振興課 学校教育課	
	(9)インターネットによる人権侵害問題	① 個人情報の保護と運用	文書情報課 市民課	29
		② インターネットによる人権侵害への対応	人権政策課	
		③ 学校教育の場での啓発	学校教育課	
	(10) 職場における人権問題	① 教育・啓発の推進	人権政策課 産業振興課	30
	(11) 様々な人権問題	① 関係機関・団体との連携	人権政策課	

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1　「総合行政としての人権行政」を目指して						
(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進						
①	「人権尊重のまちづくり推進本部」による横断的な機能の強化・充実	市長を本部長とする「人権尊重のまちづくり推進本部」が設置されており、さらに総合行政の充実を図り、横断的な人権政策の推進を図っていきます。	・実施計画全事業の令和5年度実施状況及び令和6年度～7年度の実施計画については、5月に関係課ヒアリングを行い、その結果を集約し、8月に推進本部幹事会を開催しました。 ・9月に推進本部会議を開催し、令和7年1月に太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会を開催し、内容を報告しました。	[成果] ・各課ヒアリングを行い、各課から直接事業の実施状況を確認することができました。	・毎年、前年度の進捗状況の把握と評価を行うとともに、向こう2カ年の実施計画を取りまとめて人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、助言等をいただきながら計画の適切な進行管理に努めます。	人権政策課
②	個別計画の見直し	各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」の基本理念を尊重し、すべての施策が人権にかかわるということを認識し、取組を進めていきます。	・「第3次男女共同参画プラン」の実施状況について各課のヒアリングを行い、進捗状況を確認しました。 ・男女共同参画推進本部幹事会、同本部会議、男女共同参画審議会に結果を報告し、審議していただきました。	[成果] ・「人権尊重のまちづくり推進基本指針」に沿った取組を推進しました。	・「人権尊重のまちづくり推進基本指針(改訂版)」に沿った実施計画が推進できているか進捗管理を行います。	人権政策課
			【第四次地域福祉計画】 ・関係課のヒアリングを実施し、進捗状況や今後の取り組みの内容を確認しました。その結果を実施報告書及び取り組み計画書にまとめ、地域福祉推進委員会において報告・審議を行いました。 ・第四次地域福祉計画をホームページに掲載し、周知を図るとともに、広報8月号にて地域福祉に関する地域の取り組み事例を紹介しました。 【第5次障がい者プラン】 【障がい福祉計画(第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）】 ・進行管理として関係課ヒアリングを行い、進捗状況や今後の取り組み内容について確認し、庁内会議である障がい福祉推進会議を開催し報告しました。 ・障害者施策推進協議会を開催し、計画の進捗状況の報告と、令和6年度の取り組み計画を確認しました。	【第四次地域福祉計画】 [成果] ・第四次地域福祉計画の進行管理体制を整備し、地域福祉推進委員からの意見をいただきながら進行管理を行いました。 [課題] ・第四次地域福祉計画の推進のため、地域への周知徹底が必要です。 【第5次障がい者プラン】 【障がい福祉計画(第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）】 [成果] ・進捗状況の確認と計画的推進を行いました。 [課題] ・障がいや障がいのある人に対する理解を促進するための啓発が必要です。	【第四次地域福祉計画】 ・地域福祉推進委員会などをとおして、進捗管理を確実に行うとともに、ホームページや広報等により、地域への周知を図ります。 【第五次地域福祉計画】 ・地域福祉に関するニーズ等を把握するための市民アンケート等を実施します（令和7年度）。市民アンケート等の結果や第四次地域福祉計画の成果と課題を踏まえ第五次地域福祉計画を策定します（令和8年度）。 【第5次障がい者プラン】 【障がい福祉計画(第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）】 ・計画的推進を図るとともに進捗状況を確認します。 【第6次障がい者プラン】 ・当事者への生活や施策に関するアンケートや、関係団体・事業所への課題や今後の方向性などに関する調査を実施します（令和7年度）。当事者アンケート等の結果や第5次障がい者プランの成果と課題を踏まえ第6次障がい者プランを策定します（令和8年度）。	福祉課
			【太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）】（令和3年度～令和5年度） ・令和5年度の取組結果を把握し、介護保険運営協議会に報告を行いました。 【太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）】（令和6年度～令和8年度） ・安心した介護サービスの提供のために令和7年度に向けた介護人材確保定着事業について検討を行いました。 ・計画の初年度にあたり、計画に沿った業務が実施できているか進捗管理を行いました。	[成果] ・住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための基盤整備や介護人材の取組等について、介護保険運営協議会の専門的な意見を参考に、実施に向けた協議を行うことができました。 [課題] ・第9期計画の取り組みについて、高齢者の人権や自己実現の視点においても進捗管理を行いながら確実に実行していく必要があります。	【太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）】（令和6年度～令和8年度） ・進捗管理と取組を進めていきます。 【太宰府市高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画）】（令和9年度～令和11年度） ・「地域で支えあい、高齢者が安心して　いきいきと暮らせるまちづくり」をテーマに、令和8年度中の策定に向けて、第9期計画の進捗を踏まえた内容の見直しを行っていきます。令和7年度は市内の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を予定しています。	介護保険課 高齢者支援課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1	(1)	②	個別計画の見直し	各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」の基本理念を尊重し、すべての施策が人権にかかわるということを認識し、取組を進めていきます。	「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき「子ども・子育て支援サービス」の各種施策を実施しました。 ・「第3期子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度～令和11年度）策定を行いました。	[成果] ・「人権尊重のまちづくり推進基本指針」の基本理念や基本的視点を尊重し、事業を推進しました。 ・「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定を行いました。新規事業としてヤングケアラーや居場所のない児童に対する事業も盛り込んでいます。 ・令和6年度　既存園の建て替え（1件） [課題] 新たに5か年の計画を策定しており、この計画に基づいた各施策をきめ細やかに実施していく必要があります。	・関係各課と調整のうえ「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各事業を実施します。	保育児童課
		③	透明性・公平性・公正性の確保	市民から幅広く意見を聴取すること、市民に対して積極的な情報提供・情報公開に努めること、法令を遵守すること、そして施策が適切かどうかを検証することは市政運営にあたって極めて重要なことから、人権行政では透明性・公平性・公正性を確保していきます。	・市ホームページに「人権尊重のまちづくり推進基本指針」、「第3次男女共同参画プラン」を掲載しています。 ・人権擁護委員の日(6月1日)、同和問題啓発強調月間(7月)、人権週間(12月)に合わせ、西鉄駅前や商業施設で街頭啓発を行いました。 ・同和問題啓発強調月間市民講演会を令和6年7月13日（土）に実施しました。参加者は228名でした。また、「太宰府市男女共同参画市民フォーラム」については、令和6年11月30日（土）に実施し、参加者は102名でした。 ・本市では毎年、様々な分野に関する「まちづくり市民意識調査」を実施し、その中で市民から人権に関する意見を聴く場を設けています。	[成果] ・「人権尊重のまちづくり推進基本指針」、「第3次男女共同参画プラン」を市ホームページに掲載を行いました。 [課題] ・「まちづくり市民意識調査」以外にも、市民から人権に関する意見を聴く場の検討が必要です。	・「同和問題に関する市民意識調査」で得られた結果を参考にして、今後の人権施策に活かします。 ・「男女共同参画プラン」の進捗状況は、年度ごとに報告書をまとめ、ホームページで公表します。	人権政策課
		④	市民・関係機関・団体とのネットワークの構築	「人権尊重のまちづくり」を推進するため、国・県などの行政機関はもとより市民、企業・事業所、学校、市民活動団体など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、協働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取組を進めていきます。	・2校区の自治協議会役員会で「10分プレゼン」（人権問題について職員が会議の前にプレゼンする）を実施し、人権尊重や男女共同参画への理解促進に努めました。 ・「人権講座ひまわり」を国分区の協力を得て、開催しました。 ・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」に対し、市主催の「同和問題啓発強調月間市民講演会」と「男女共同参画市民フォーラム」の案内を行い、周知と参加を依頼しました。 〇「同和問題啓発強調月間市民講演会」における太宰府市人権・同和問題啓発推進会登録団体からの参加者数75人 自治協議会　：10人 民生・児童委員連合協議会：21人 人権擁護委員　：8人 市議会　：8人 四王寺会　：8人 NPO障がい者団体協議会　：1人 市民の会・保護司会　：1人 筑紫保護区太宰府支部　：1人 農業委員会　：1人 部落解放同盟南支部　：1人 文化協会　：3人 母子寡婦福祉会　：1人 社会教育委員の会　：1人 小・中学校教員　：10人	[成果] ・自治会長を始めとした校区自治協議会の役員に地域の中の身近な人権について考えてもらえる機会となりました。 ・同和問題啓発強調月間の市民講演会に、啓発推進会登録団体より75人の参加を得ました。 [課題] ・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」に対しては講演会や研修会に案内するだけではなく、各団体での自主的な啓発事業の実施へとつなげていくことが課題です。 ・校区自治協議会役員を対象とした「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進へとつなげ、各校区自治協議会や自治会などでの自主的な研修開催へとつなげていくことが課題です。 ・事業所、学校、各種団体等への啓発や、連携の機会を継続的に設け、男女共同参画社会推進の意識向上へとつなげることが課題です。	・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」登録団体へ、「同和問題啓発強調月間市民講演会」、「人権講座ひまわり」、「男女共同参画市民フォーラム」等の参加案内に加え、構成団体内での人権問題研修会の講師紹介案内を行うとともに「啓発推進会」の機能を高める検討と参加団体の拡大に努めます。 ・市自治協議会主催の研修会に、「人権の尊重」や「男女共同参画」の視点を取り入れた研修の開催に向けて協力・支援を行います。 ・校区自治協議会役員会での人権や男女共同参画に関する「10分プレゼン」（人権問題について職員が会議の前にプレゼンする）を継続して実施し地域の理解促進に努めます。 ・「ルミナス登録団体」を基礎とした関係団体のネットワークの充実を図り、協力・協働して事業を進めます。	人権政策課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1	(1)	⑤	人権相談機能の充実	人権侵害は未然の防止が重要であり、行政としてはこれに全力を尽くします。また、複雑・多様化する人権侵害に対しては、迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていく相談窓口の機能充実・強化を図ります。 今後は、法務局や人権擁護委員など関係機関との連携を深めていくとともに、人権侵害救済に関する法律の早期制定に向けて働きかけを行っていきます。	・人権擁護委員が、人権に関する様々な相談を受けるため、定例の「人権（悩みごと）相談」を毎月第2金曜日、及び6月3日に「人権擁護委員の日」相談会を実施しました。 ・人権相談での相談件数 令和6年度　1件 令和5年度　3件 令和4年度　7件 令和3年度　9件 令和2年度　13件 ・人権侵害の防止と救済を目的とする法の制定を、「筑紫地区人権・同和行政推進協議会」から国へ働きかけました。	[成果] ・定例で開催することにより、一定の相談を受けています。 [課題] ・人権擁護委員を身近に感じてもらい、「定例人権相談」の利用を促進するため、今後も毎月の広報での周知、「人権擁護委員の日」や「人権週間」、「市民政庁まつり」、「人権まつり」での啓発活動を行うとともに、新たな市民への周知の検討を行います。	・人権擁護委員による「定例人権(悩みごと)相談」は、毎月第2金曜日と6月は1日の「人権擁護委員の日」に併せて年12回開催します。 ・「人権(悩みごと)相談」を市民が気軽に利用できるよう、市ホームページや街頭啓発での周知方法の検討や改善を図ります。 ・「人権まつりださいふ」での「子ども人権相談」の周知、充実に努めます。	人権政策課
1	(2) 人権尊重の地域コミュニティづくり							
		①	市民参加・参画の促進	校区自治協議会と協働して人権学習を行いながら、自主的・組織的な学習環境づくりを働きかけ、将来的には「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」のような地域住民の参加・参画による組織的・継続的な人権教育・啓発の推進に取り組みます。	・校区自治協議会においては、市民講演会、人権講座「ひまわり」、男女共同参画市民フォーラム、ルミナス感謝Weeksの開催案内を配付し、参加の呼びかけを行いました。 ・2校区の自治協議会役員会において、人権政策課からの人権問題に関する10分プレゼンテーションを実施し、自治会長をはじめ、地域の役員に啓発を行いました。 ※太宰府小校区：「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例について」 ※南小校区：「男女共同参画の視点からの地域の防災・災害対応」	[成果] ・案内をしたイベントについては、自治会長をはじめ、市民の皆様からの参加がありました。 ・10分プレゼンテーションについては、2校区の自治協議会役員会において、自治会長のみではなく自治会の役員にも対象を広げ、実施しました。 ※太宰府小校区：参加者20名 ※南小校区：参加者10名 [課題] ・人権意識の向上を図るため、講演会等への参加促進を継続する必要があります。 ・10分プレゼンテーションについては、どう地域住民に対して広げていくのか、人権政策課と協議のうえ検討していく必要があります。 ・プレゼンテーションの実施回数を増やしていけるよう、自治会と協議していく必要があります。	・地域コミュニティ課と人権政策課が連携して、10分プレゼンの充実や講演会の紹介等、人権尊重の意識を高めるための様々な機会を設けて委員会組織化のきっかけづくりを図ります。	地域コミュニティ課
					・2校区（太宰府小校区・太宰府南小校区）の自治協議会役員会で「10分プレゼン」を実施し、人権尊重や男女共同参画への理解促進に努めました。	[成果] ・自治会長を始めとした校区自治協議会の役員に地域の中の身近な人権について考えてもらえる機会となりました。 [課題] ・校区自治協議会役員を対象とした「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進へとつなげ、各校区自治協議会や自治会などでの自主的な研修開催へとつなげていくことが課題です。	・校区自治協議会役員会での人権や男女共同参画に関する「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進に努めます。 ・要請に応じて出前講座を開催します。	人権政策課
					・「人権講座ひまわり」の地域開催として、国分区、福岡女子短大、筑紫台高校での開催を企画、実施しました。	[成果] ・国分区：参加者65人 福岡女子短期大学：参加者99人 筑紫台高校：参加者71人 地域住民を含む多くの参加がありました。 [課題] ・住民の人権意識向上を図る事業として位置づけができているものの、住民同士をつなぐ組織的な取り組みまでは至っていません。	・今年度は国分区、筑紫台高校で実施予定。人権講座ひまわりの地域開催を企画し、継続して実施します。	社会教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1	(2)	②	人権教育・啓発の推進リーダーの育成	「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて、人権教育・啓発の推進リーダーの育成並びに研修の実施に取り組みます。	・校区自治協議会においては、市民講演会、人権講座「ひまわり」、男女共同参画市民フォーラム、ルミナス感謝Weeksの開催案内を配付し、参加の呼びかけを行いました。 ・2校区の自治協議会役員会において、人権政策課からの人権問題に関する10分プレゼンテーションを実施し、自治会長をはじめ、地域の役員に啓発を行いました。 ※太宰府小校区：「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例について」 ※南小校区：「男女共同参画の視点からの地域の防災・災害対応」	[成果] ・案内をしたイベントについては、自治会長をはじめ、市民の皆様からの参加がありました。 ・10分プレゼンテーションについては、各自治会の役員を対象に実施し、地域活動のリーダーとして、部落差別や男女共同参画の視点をもった人権問題について認識を深めることができました。 ※太宰府小校区：参加者20名 ※南小校区：参加者10名 [課題] ・10分プレゼンテーションについては、どう地域住民に対して広げていくのか、人権政策課と協議のうえ検討していく必要があります。 ・プレゼンテーションの実施回数を増やしていけるよう、自治会と協議していく必要があります。	・高齢者、子どもの人権問題などより身近な問題を参考に、自治会との関わりについて学習を含め、関係課が連携し研修などに取り組みます。 また、人権学習については、さらなる学習の機会創出にも取り組んでいきます。	地域コミュニティ課
					・2校区の自治協議会役員会で「10分プレゼン」を実施し、人権尊重や男女共同参画への理解促進に努めました。 ・例年、「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」等の関係諸団体の人権学習に講師を紹介していますが、今年度は紹介依頼がありませんでした。	[成果] ・自治会長を始めとした校区自治協議会の役員に地域の中の身近な人権について考えてもらえる機会となりました。 [課題] ・校区自治協議会役員を対象とした「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進へとつなげ、各校区自治協議会や自治会などでの自主的な研修開催へとつなげていくことが課題です。	・校区自治協議会役員会での人権や男女共同参画に関する「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進に努めます。 ・身近に人権問題を捉えられるよう、校区自治協議会役員会で人権問題全体研修会(講演会等)を開催することで地域のリーダーを育成し、各校区自治協議会や自治会などでの自主的な研修開催へとつなげていけるよう、地域コミュニティ課とも連携していきます。	人権政策課
					・市民の人権学習の場となっている人権講座「ひまわり」を実施しました。 日時：2024年8月～12月（全7回） 会場：南隣保館、プラム・カルコア太宰府、国分共同利用施設、福岡女子短期大学、筑紫台高校 参加者数：544人	[成果] ・開催場所によっては、自治会役員が継続的かつ積極的に参加していただきました。 [課題] ・自治会役員等地域のリーダー的な方々に対して、人権意識の必要性や人権を大切にすることが地域づくりにつながっていくこと等を丁寧に伝えていく必要があります。	・地域における推進リーダーを育成するため、必要な知識の習得及び啓発実施に関する指導力の向上をめざした研修会や講座等の支援を継続します。 ・地域で話題にできるような身近な内容の研修を行うなど、参加者層が拡大するよう努めます。	社会教育課
1	(2)	③	校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援	校区自治協議会への講師派遣、啓発資料、機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベントなどへの支援を行います。	・校区自治協議会においては、市民講演会、人権講座「ひまわり」、男女共同参画市民フォーラム、ルミナス感謝Weeksの開催案内を配付し、参加の呼びかけを行いました。 ・2校区の自治協議会役員会において、人権政策課からの人権問題に関する10分プレゼンテーションを実施し、自治会長をはじめ、地域の役員に啓発を行いました。 ※太宰府小校区：「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例について」 ※南小校区：「男女共同参画の視点からの地域の防災・災害対応」 ・人権まつりださいふ実行委員会に、自治会長の中から１名選出し、企画運営に参加しました。	[成果] ・案内をしたイベントについては、自治会長をはじめ、市民の皆様からの参加がありました。 ・10分プレゼンテーションについては、2校区の自治協議会役員会において、自治会長のみではなく自治会の役員にも対象を広げ、実施しました。 ※太宰府小校区：参加者20名 ※南小校区：参加者10名 [課題] ・人権意識の向上を図るため、講演会等への参加促進を継続する必要があります。 ・10分プレゼンテーションについては、どう地域住民に対して広げていくのか、人権政策課と協議のうえ検討していく必要があります。 ・プレゼンテーションの実施回数を増やしていけるよう、自治会と協議していく必要があります。	・校区自治協議会では様々な方向から人権問題に関わっていくべきとの意向があり、市・県主催の人権講演会などには積極的に参加を促していることから、継続的な学習の場の提供や、10分プレゼンの拡大等人権政策課と連携して次のステップにつなげるような積極的な働きかけや支援を行います。	地域コミュニティ課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1	（2）	③	校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援	校区自治協議会への講師派遣、啓発資料、機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベントなどへの支援を行います。	・2校区の自治協議会役員会で「10分プレゼン」（人権問題について職員が会議の前にプレゼンする）を実施し、人権尊重や男女共同参画への理解促進に努めました。	[成果] ・自治会長を始めとした校区自治協議会の役員に地域の中の身近な人権について考えてもらえる機会となりました。 [課題] ・校区自治協議会役員を対象とした「10分プレゼン」を継続して実施していますが、その内容をどう地域住民に広めていくかの検討が必要です。	・人権や男女共同参画の視点を取り入れた研修実施への協力・支援を行います。 ・自治会の要請に応じて出前講座を開催します。	人権政策課
					・市民の人権学習の場となっている人権講座「ひまわり」を実施しました。 日時：2024年8月～12月（全7回） 会場：南隣保館、プラム・カルコア太宰府、国分共同利用施設、福岡女子短期大学、筑紫台高校 参加者数：544人 また、自治協議会等からの講師派遣依頼はありませんでした。	[成果] ・昨年度に引き続き、地区公民館開催の講座を実施することができました。 [課題] ・より多くの市民に参加してもらえるよう周知方法や開催場所などを検討していく必要があります。また、地域ニーズをつかみながら講座を作っていくことも必要だと思われます。	・市自治協議会や校区自治協議会等への働きかけと併せて、各校区自治協議会の人権イベントや学習・研修会等の計画や実施状況を把握しながら、地域の課題に即した学習会の開催や講師のあっせん等、適切な支援を行います。 ・人権講座「ひまわり」の地域に出向いての開催を行います。	社会教育課
		④	コミュニティ・スクールでの人権学習への支援	中学校ブロックコミュニティ・スクールを中心として、子どもの人権課題に関する学習会開催に向けた支援を行います。	・水城小で地域コーディネーターが企画・運営する人権教育講演会を実施し、自他を尊重する意欲や態度についての学習を行う機会がありました。	[成果] ・地域と関わる機会が増え、地域と協働して子どもたちの学びを充実する取組を推進することができました。 [課題] ・コロナ禍で止まっていた活動を戻す際に、以前のとおりにするのではなく、持続可能で効果的な学びの在り方を模索する必要があります。	・コミュニティ・スクールを地域の中核におき、地域の人たち一人ひとりが互いを認め合い、安心して過ごすことができる環境づくりををすすめます。 また、小中連携を充実し、中学校ブロックにおいてめざす児童生徒の姿を共有し、自他を尊重していこうとする意欲や態度につながる取組を推進します。	学校教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
1	（3）人権意識の向上をめざす職員の育成							
		①	全職員を対象とした人権問題研修の推進	職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、様々な人権問題に取り組み、幅広い人権意識を醸成するため、効果的な研修を推進していきます。	若手職員と会計年度任用職員を対象とした基礎的な研修及び中堅以上の職員と再任用職員を対象とした応用的な研修の2パターンを準備した研修を2日間（令和7年1月21日（火）、1月24日（金）の日程で計4回実施しました。 また、太宰府市公益団体職員（(福)太宰府市社会福祉協議会、（公社）太宰府市シルバー人材センター、（公財）古都太宰府保存協会、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団）についても参加を可とし全部で445人が参加しました。 研修出席者445人中アンケートに256人が回答し（回収率57.5%）、回答者の97.3%が「大変有意義だった」または「有意義だった」と回答しました。	[成果] 研修出席者445人中256人がアンケートに回答し（回収率57.5%）、回答者の97.3%が「大変有意義だった」または「有意義だった」と回答するなど、満足度の高い研修が実施できました。 [課題] アンケートの回答方法をWeb回答に変更したが回答率が大幅に減少した（前年回答率：94.4%）。紙媒体との併用を検討する。	・会計年度任用職員を含む全ての職員を対象に同和問題研修会を継続して実施します。 ・部落差別解消推進法が制定され、差別の実態の結果を受けて、行政施策に取り組む必要があることを、歴史的経緯も含めて学ぶ研修を行います。また、実態調査で出された課題や問題点を一般行政施策の中で、どのように業務に生かしていくのかを展開できるような研修を実施します。 また、職員が南隣保館で学ぶ機会を増やし、同和問題がより身近な問題であることを意識させるため、南隣保館等での研修会や同和地区住民と直接、対話できるような研修を行います。	総務課
		②	職場における効果的な人権研修の取組	各職場の業務に関わる人権問題や実態に応じて、きめ細やかな人権問題研修を定期的に実施するなど、さらなる研修内容の工夫や見直しを図り、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成に取り組みます。	・「課内同和問題研修会」の研修内容は全ての課で、創意工夫して取り組まれています。 ・複数の課から研修会での助言や資料の提供などの依頼を受けて対応しました。 ・例年、職員の任意参加で取り組んでいる「同和問題啓発強調月間」の「訪問配付」は、今後の取り組みの検討期間として実施できませんでしたが、その代替として、「部落差別とマイクロアグレッション」をテーマとした統一研修を各課に開催してもらい意見交換を行いました。 ・各課の「課内同和問題研修会」の情報交換や外部研修会参加計画、同和問題啓発強調月間の取組などを検討する「同推担当者会議」を6月に開催しました。 ・同和地区問い合わせの差別事象が発生したため、10月に第2回同推担当者会議を開催し、この事象について各課・ブロックで統一研修を開催するよう周知を行いました。	[成果] ・全課・ブロックで研修を行うことにより、「部落差別とマイクロアグレッション」について理解を深めることができました。 [課題] ・「訪問配布」の代替案について全課から提案が出され、今後の職員の自己啓発、市民啓発の手法について検討します。 ・「課内同和問題研修会」は年間4回の開催を基本に要請していますが、それぞれの課の業務形態によって、1回～4回と職場間のバラつきがあります。	・「課内同和問題研修会」では、年度末に各課・ブロックで総括を行い、新年度の研修計画を立て、研修を行います。 ・「同和問題啓発強調月間の訪問配付」は、近年の情勢も考慮し、方法の見直し等も含めて検討します。 ・「同和問題推進担当者会議」を開催して、「同和問題啓発強調月間」の取組や「課内同和問題研修会」の情報交換と、課題について協議を行います。 ・「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」の施行を受け、各課で取り組める内容を検討していきます。	人権政策課
		③	人権問題に関わる外部研修への参加	各種人権問題の外部研修(県主催の研究集会、講演会、研修会など)に積極的に参加し、職員の人権問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図っていきます。	・県内で開催の研究大会等の参加者は次のとおりです。「福岡県同和問題講演会」28人 「福岡県人権・同和教育夏期講座」12人 「福岡県人権週間講演会」26人 「福岡県人権・同和教育研究大会」3人 ・その他の県外研修等の参加は次のとおりです。 「部落解放・人権確立全九州研究集会(佐賀県)」2名 「部落解放・人権西日本夏期講座(大分県)」1名 「部落解放研究全国集会(兵庫県)」1名	[成果] ・県内で開催される各種研修への職員の派遣については、計画どおり実施され、職員を派遣することができました。 ・県外での研修についても、計画どおり参加することができました。 [課題] ・県外での研修会等も主要なものを厳選して参加・研修を継続していく必要があります。	・人権について考える機会として、県内で開催される「福岡県同和問題講演会」、「福岡県人権週間講演会」には全課(ブロック)から1人。「福岡県人権・同和教育夏期講座」には全課(ブロック)から半数の職員。「福岡県人権・同和教育研究大会」には関係課から1人の参加を要請します。 ・県外で行われる研修会や研究大会への参加も、内容を精査して参加します。 ・今後、研修がリモートで開催される場合は、旅費等が発生しないため、より多くの職員の参加を検討していきます。	人権政策課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
２　「人権教育・啓発」の推進を目指して						
(1) 就学前教育における人権教育・啓発						
①	子育てに関する情報の提供・相談体制・支援体制の充実	子育てに関する支援施設、機関などを中心に、子育てに関する情報の提供、相談体制の充実を図ります。	・子育て世代包括支援センターの開設に合わせ、令和３年度に産後ケア事業を開始し、母子の心の健康づくりに力を入れました。 ・助産師、保健師が生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行いました。 ・乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図りました。 ・相談の場となっていた地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を相談の場としました。 ・子育てに困っている母親からの電話相談や対面での相談等に応じました。	[成果] ・安心して子育てができる支援体制を充実し子育てに関する支援を図っています。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業において、把握できなかった家庭も、４か月児健診やその後の訪問等により、対象家庭の状況を把握しています。 [課題] 子育てに関する不安や悩みなどに対して、今後も細やかな相談支援の充実が必要です。	・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応するため、保育士・保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業等の実施を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制の構築を目指します。 ・地域子育てサロンへの訪問支援、サークル活動リーダーへの支援や情報交換会、こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援家庭訪問事業を継続して実施します。なお、実施に当たっては常に工夫・改善を加えながら事業内容の充実を図ります。 ・地域子育て支援拠点の事業をよりニーズがあるものとするための検討を行い、充実を図ります。 ・市ホームページ、広報、支援センターだより等により、子育てに関する各種情報の発信を行います。 ・「赤ちゃんの駅」として、民間の登録施設を増やせるように推進していきます。	子育て支援課
②	保育所、幼稚園、学校、家庭、地域との連携を図り、人権尊重精神の普及・啓発の推進	子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた人権教育を推進するために、各機関の相互の連携を図ります。	・保育所（園）長会議を7回開催し、人権教育を含めた各種の情報の共有化と関係機関の連携の強化に努めました。 ・幼保小連携部会を、1回開催しました。	[成果] ・保育所（園）長会議を通じて情報の共有と連携の強化が図れました。 ・子ども・子育て会議のメンバー変更に伴い、部会のメンバーも見直し、改めて幼保小連携について、幼稚園、保育所、小学校それぞれの課題や思いを共有することができました。 [課題] ・幼稚園、保育所（園）、小学校が連携し、自分らしく過ごせるよう連携の強化が求められています。	・保育所（園）長会議等を通じて保育所連盟や幼稚園団体が実施する人権問題研修に職員の積極的な参加を促していきます。 ・幼保小連携部会を開催し、保育所（園）、幼稚園、小学校の連携方法を検討し、実践に向けて話し合いを行います。	保育児童課
			・小･中学校のカリキュラムに基づき、人権尊重を主眼とした授業実践を全小中学校で行いました。	[成果] ・各学校における人権尊重を主眼とした授業が定着しています。 [課題] ・小･中学校の系統性に応じた指導の充実や、教科と道徳等との横断的な指導が求められています。	・小中学校のカリキュラムに保育所や幼稚園、地域とのつながりを大切にした教育活動を位置づけるとともに、互いを認め合い、人権尊重が重視される教育活動の推進を図ります。また、小中連携の研修会等を通して、系統的な人権教育の在り方を共有し、計画的に実践できるよう支援します。	学校教育課
③	人権問題研修の充実	保育士・幼稚園教職員などが人権問題について正しく理解し、指導する力量を身につけるため、研修会の実施並びに各種研修会への参加促進を図ります。	・保育所（園）長会議を7回開催し、人権教育を含めた各種の情報の共有化と関係機関の連携の強化に努め、各種研修会への参加促進を行いました。 ・市主催の「保育の質の向上のための研修」を開催し、145名の参加がありました。	[成果] ・保育所（園）長会議を通じて情報の共有と連携の強化が図れました。 研修では、「暴力・虐待から子どもを守る」について考える機会を作り、保育士業務が多忙な中で希薄になりがちな日常の意識付けなどを再確認することができました。 [課題] ・研修内容の充実に向けた取組が必要です。	・保育所連盟や幼稚園団体へ、人権問題研修への職員の積極的な参加を促します。 ・市主催の研修については、内容の充実を図り、さらなる参加の呼びかけを行います。	保育児童課

項目		施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
2	(2)学校教育における人権教育・啓発						
	①	人権教育の組織的・計画的な推進	「太宰府市同和教育基本方針」に則り、人権教育が組織的・計画的に推進できるよう条件整備を行い、その充実・強化に努めます。 また、ワークショップ等の方法を取り入れるなど、児童・生徒が主体的・体験的に学習できる方法をより一層工夫します。	・太宰府市の教育施策である人権教育推進の9か年カリキュラムと社会科カリキュラムに基づき、児童生徒の発達段階や系統を踏まえた授業を実施できました。 ・令和4年度に作成した「人権に視点をあてた社会科カリキュラム改訂版」に基づき、各学校で人権教育を推進することができました。	[成果] ・教科書に即した9か年カリキュラムや社会科カリキュラムの実践が定着してきました。また、小学6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」の授業で、出前講座を実施し、子どもたちへの啓発を行いました。 [課題] ・「人権に視点をあてた社会科カリキュラム改訂版」を用いて、系統的な人権教育の在り方についてさらに協議を進める必要があります。	・「9カ年カリキュラム」を位置づけた各学校の「人権教育全体計画」に則り、教育活動全体をとおして計画的に人権教育を推進します。 ・各校における人権・同和教育推進委員会等を中心に点検・評価を行いながら、組織的に人権教育に取り組む学校体制づくりを推進します。	学校教育課
	②	学力・進路保障実践の充実	指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、確かな学力を育み、基礎・基本の定着を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことにより、子どもたちが自らの目標を持って進路の選択ができるよう指導の充実を目指します。	・学力向上宣言Ⅲに基づき、確かな学力を推進する取組を行いました。また、基礎･基本の定着に課題がみられることから、習熟度別学習や個別教育、短い時間を活用した授業、「マスターノート･ださいふ」の活用等、多様な取組を通して学力育成を行いました。	[成果] ・全国学力調査の結果、活用する力が向上しています。また、全国平均以上の学力を維持しています。 [課題] ・基礎･基本を定着させる取組をさらに充実させるとともに、学校体制を整備する必要があります。	・学力保障の観点から、各学校の優れた取組を共有し、児童生徒が主体的・協働的に学ぶことができるような授業づくりを推進します。 ・学習の土台となる基礎、基本の定着を重要視し、学力向上コーディネーターや指導工夫改善教員を活用しながら、各学校で学力の底上げを図る取組を推進します。 ・若年教員の指導力を向上させるために、学級経営や授業づくり等の研修を実施したり、学校における人材育成の体制づくりを支援します。	学校教育課
			指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、確かな学力を育み、基礎・基本の定着を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことにより、子どもたちが自らの目標を持って進路の選択ができるよう指導の充実を目指します。	・南児童館に指導主事と指導員を配置し、促進学級（教科指導）を実施し、長期休暇中のスクール活動などを開催して、学力保障等の取り組みを行いました。 ・促進学級については、児童館指導員に加えて、学校教職員も参加し、また、定期的に行う「みなみネットワーク」事務局会に学校教育課及び人権政策課担当職員も参加して、学校との連携を図っています。	［成果］ ・各学校と連携し、南児童館の児童・生徒の学力保障の取組を行うことができました。 ・指導主事や指導員と連携し、また、学校教育課及び人権政策課担当職員が「みなみネットワーク」事務局会に参加することで、南児童館の児童・生徒の実態を把握することができました。 ［課題］ ・児童・生徒及び保護者等に対して、地域の協力も得ながら周知啓発を行い、できるだけ多くの子どもたちが参加するための取組が必要です。	・南児童館の児童・生徒たちが学力の向上を実感できるように、家庭・地域・学校等と連携した取組を行うとともに、事業内容の充実を図ります。	社会教育課
	③	教職員研修の充実	教職員自身の人権感覚が、子どもたちの人権感覚に大きく影響を及ぼすため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を深め、豊かな感性を身につけることができるよう研修の充実と実践力の向上を目指します。	・年度当初に中学校ブロックで人権教育の重点を定め、統一した取組を行う努力を行いました。また、太宰府に新しく転任してきた教職員を対象に、太宰府市の人権教育の取組に対する理解を深める研修を実施しました。	[成果] ・新任転任者研修会をオンラインで実施するとともに、中学校ブロックの研修会も実施することができました。 [課題] ・小中連携の研修の機会は限られているため、機会を捉えて共通理解したり協議を深めたりする仕組みを整える必要があります。	・太宰府市に転任してきた教職員を対象に、太宰府市の人権教育の視点や取組に対する理解を深める研修会を実施します。 ・筑紫地区人権教育研究交流推進委員会太宰府支部会及び太宰府市人権・同和教育学校代表者学習会の組織で計画的に人材育成を図ります。 ・「同和問題に関する社会科カリキュラム」を授業をとおして検証し、改善を図りながら教職員の資質向上に努めます。	学校教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
2	（3）社会教育における人権教育・啓発							
		①	社会教育における学習と実践の一体化	市民が主体的に人権学習の成果を向上させていくために、学習機会の提供と学習成果を活用し、学習と実践の一体化を図ります。	・市民の人権学習の場となっている人権講座「ひまわり」を実施しました。 日時：2024年8月～12月（全7回） 会場：南隣保館、プラム・カルコア太宰府、国分共同利用施設、福岡女子短期大学、筑紫台高校 参加者数：544人	[成果] ・開催場所によっては、自治会役員が継続的かつ積極的に参加していただきました。 [課題] ・自治会内における人権課題など身近な人権課題を取り上げた講座の開催等、地域住民の関心ある内容を取り上げ、学びを実践へつなげる必要があります。	・より多くの市民の方が参加できるような講座の会場や日程の設定などの工夫をするとともに、広く人権講座「ひまわり」が市民の方に活用していただけるよう情報提供を行います。	社会教育課
					・出前講座は年間67件の申込があり、66件を実施（1件は中止）、そのうち人権等に関する講座は0件でした。 ・公共機関などが主催する講座・イベント情報をまとめた冊子「文化情報ガイドブック」を年2回発行し、人権問題に関する情報提供を行いました。 ・市民図書館　時事特集 3月28日～4月23日　国際女性デー 輝く女性　第一線で活躍する人 それぞれの分野で活躍している女性の本を特集54冊 7月2日～7月30日　人権問題 「同和問題啓発強調月間」　12冊 近年受け入れた資料を中心に展示、ポスター掲示 12月4日～12月10日　人権週間 「～だれかのことじゃない～」　14冊 新しい出版本を紹介 市講演会のポスターやチラシを掲示 ・特集については、関連図書リストを図書館ホームページで1年間公開しています。	[成果] ・市民図書館で関連図書の特集を組むことで、広く関心を持ってもらえるよう働きかけができました。 [課題] ・関係書籍の展示だけでなく、関係チラシやポスター、相談窓口の紹介など人権・同和政策係に図書館をPRの場として活用していただきたい。	出前講座によって、人権・同和問題に関する情報や学習の場を広く提供します。 さらに、人権問題に関する特集を図書館で組み、市民に対し学習機会を提供していきます。	文化学習課
		②	家庭教育に関する保護者の学習機会の充実と支援	家庭教育は人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るとともに、学習機会・相談窓口・関係機関などについての情報の提供や家庭教育を支援する取組の充実を図ります。	家庭教育学級合同の人権学習会において、移植体験談を通して、移植やドナー提供についてなど真剣に考える良いきっかけになり、一人ひとりがお互いに助け合う気持ちや人権の大切さについてお話いただきました。 日時：令和6年12月4日 場所：プラム・カルコア太宰府 講演：「ふたたびいのちを得て ～移植体験談とピアノ演奏～」 講師：児島 由紀 さん 参加者：24人	[成果] ・実体験に基づく体験や同じ保護者目線でのお話を聞くことにより、人権問題を身近に感じてもらい、ドナー提供や人権について考えるきっかけづくりにもつなげることができました。 [課題] ・共働き世帯の増加や時間の使い方の多様性により、家庭教育学級に申し込まれる方が少なくなってきています。	・家庭教育学級や社会教育団体へ、人権に関する学習機会の提供や相談窓口の紹介等を行い、活動を支援します。	社会教育課
		③	地域交流活動の促進	市民一人ひとりが気軽に地域の様々な活動に参加し、個性や価値観の異なる人との交流や相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。 特に、青少年の育成を目的とした社会教育関係団体などの活動をとおして、人権感覚が養われるよう情報の提供に努めます。	・太宰府市子ども会育成会連合会では、1月にカルタ大会（参加者107人）を開催し、各子ども会の連携と子ども同士の思いやりの心を育てるなど、健全育成を図りました。	[成果] ・市内子ども会活動に多くの子どもたちが参加することで、異学年・学校間の交流を図り、活発な事業展開ができています。 [課題] ・少子化や習い事等の関係で子ども会加入者が減少傾向にあります。	・青少年育成市民の会や子ども会育成会連合会等の社会教育団体が行う事業をとおして多くの人が交流し、相互理解を深め、お互いを認め合う人権感覚と人権意識の向上を図ります。	社会教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
２	（４）企業・事業所における人権教育・啓発							
		①	人権問題に関する研修会などへの参加	人権問題に関する啓発内容・方法を創意工夫するとともに、広報活動の充実に努め、企業の経営者や従業員に対し、企業・事業所を対象とした講演会や研修会などへの参加を要請していきます。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会委員（95会員）を対象とした研修会の開催を支援しました。 筑紫地区企業同和問題推進委員会夏期研修会 日時：令和6年7月18日（木）14時 場所：春日市ふれあい文化センター 演題：「人権・部落差別問題を「今・ここ・自分事」として考える」 講師：谷口　研二氏 筑紫地区企業同和問題推進委員会総会及び研修会 日時：令和6年11月13日（水）14時 場所：ミリカローデン那珂川 演題：「考えてみましょう～デジタル社会と私の人権」 講師：古野　陽一氏 ・筑紫地区の企業・事業所に対し、商工会を通じて研修会への参加を呼び掛けました。 日時：令和7年2月13日（木）14時 場所：大野城まどかぴあ 演題：「障がいの理解とその対応」 講師：江島　玲子氏	[成果] ・企業・事業所における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・より多くの企業に参加してもらえるようにすることが課題です。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会が行う人権問題研修会を支援するとともに、就職支援システム登録企業への研修会参加の呼びかけを行います。 ・市内の事業所に就職支援システムへの登録を働きかけます。	産業振興課
		②	人権啓発推進者の育成・援助	企業の経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための、継続的・計画的な研修が行えるように支援策の検討、研修時における講師の派遣、情報、教材の提供などの支援や、啓発推進者の人材育成を図っていきます。	・人権啓発推進者の育成・援助に向けて、筑紫地区企業同和問題推進委員会への参画を通じて同会員（95会員）に対し、同会主催の研修会への参加を呼びかけました。 （２－（４）①の研修会）	[成果] ・企業・事業所における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・人権啓発推進者の育成・援助については今後とも取り組む必要がある。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会が行う人権問題研修会を支援するとともに、必要に応じて講師の紹介や情報・教材の提供を行います。	産業振興課
		③	企業・事業所等研修会の支援	筑紫地区企業同和問題推進委員会と連携し、企業の社会的責任と自覚のもとに、会員相互が連携して様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深め、地域住民の就職の機会均等を図るための企業・事業所等研修会を支援していきます。	・企業等研修会の開催が難しい企業等も活用できるよう、筑紫地区企業同和問題推進委員会への参画を通じて同会員（95会員）に対し、同会主催の研修会への参加を呼びかけました。 （２－（４）①の研修会）	[成果] ・企業・事業所における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・筑紫地区同和対策就職促進協議会や筑紫地区人権・同和行政推進協議会、筑紫地区企業同和問題推進委員会の研修事業について継続的な支援が必要です。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会が行う人権問題研修会を支援するとともに、筑紫地区人権・同和行政推進協議会が行う企業・事業所を対象にした研修会の開催を支援します。 ・市内の事業所に筑紫地区企業同和問題推進委員会への登録を働きかけます。	産業振興課
		④	就職支援の取組	就職支援の取組として、地区住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、筑紫地区同和対策就職促進協議会の就職支援システムへの情報提供、協力企業・事業所の登録拡大を図り、雇用促進の働きかけを行います。	・市内の就職支援システム登録企業等（20事業者）へ従業員採用情報提供依頼を行いました。 ・就職支援システムの新規登録については、令和6年度1件でした。 ・筑紫地区同和対策就職促進協議会主催の地区の子ども達を対象とする就職対策講座を開催しました。 日時：令和6年11月29日（金） 会場：筑紫野市永岡隣保館 講師：深月敬子氏 受講者数：11名 ・就職支援システム登録企業等数 163事業者（うち、市内企業等21事業者） ・従業員採用募集人数（太宰府市） 令和6年度：56人（採用0人） ・従業員採用募集人数（筑紫地区全体） 令和6年度：189人（採用7人）	[成果] ・就職支援システムの新規登録企業等は1件ありました。 [課題] ・市内企業等への就職支援システムへの登録呼びかけが引き続き課題です。 ・就職支援システム登録企業等への積極的な情報提供依頼が必要です。	・市内事業所に就職支援システムへの登録呼びかけや、従業員採用情報の積極的な情報提供依頼を行います。 ・従業員採用情報の積極的な情報提供依頼を行うとともに、令和7年度からは筑紫地区就職促進協議会事務局として、5市の従業員採用情報を正確に集約し、速やかに部落解放同盟筑紫地区協議会へ情報提供します。 ・筑紫地区同和対策就職促進協議会による地区の就労状況把握や、就職対策講座を実施します。	産業振興課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
2 (5) 市民への人権教育・啓発						
①	人権教育・啓発の充実と推進	人権尊重の考え方を正しく理解し行動へつなげていくために、人権擁護委員と連携を図りながら、市民の理解と共感が得られるような啓発の手法や内容などに創意工夫をこらし、広報への掲載、啓発冊子の作成、講座・学習会の開催などの啓発活動を進めていきます。	・筑紫地区5市で統一の啓発チラシを作成しました。 ・「同和問題啓発強調月間市民講演会」を開催しました。（「部落差別におけるマイクロアグレッション」内田龍史さん・来場者228人） ・訪問配布の代替案検討のため職員による訪問配付を中止し、「部落差別とマイクロアグレッション」を統一テーマとした課内同和問題研修を実施しました。 ・7月の同和問題啓発強調月間に向けた街頭啓発は6/28に実施。また、人権週間(12/4～10)に向けた街頭啓発は、11/28に実施。 ・その他７月の同和問題啓発強調月間での取組 市内公共施設に人権啓発看板の設置 市庁舎に懸垂幕の掲示 いきいき情報センターに横断幕の掲示 職員の啓発ワッペンの着用 公用車に啓発マグネットを貼付	[成果] ・市民講演会は前年度より多くの来場者がありました。 [課題] ・多様化する人権課題についての市民啓発を検討する余地があります。 ・「太宰府市部落差別解消の推進に関する条例」の主旨に則り、教育・啓発を行っていく必要があります。	・現在実施している啓発事業を開催手法を検討しながら継続するとともに、同和問題を始めとする人権問題の解決に向けて、人権を身近に考え、人権意識を高める手法や内容等を創意工夫して内容の充実を図りながら、人権啓発を推進します。 ・訪問配付については、近年の情勢も考慮し、方法の見直し等も含めて検討します。 ・人権擁護委員との啓発活動については、「人権擁護委員の日」、「市民政庁まつり」、「人権週間」、「人権まつりださいふ」での市民啓発を継続して実施します。 ・「太宰府市部落差別解消の推進に関する条例」について市民に対する周知を行います。	人権政策課
			・人権啓発事業企画運営会議　6回開催 委員13人、関係課長6人 主な審議内容 〇人権講座「ひまわり」講師選定及び従事者選出 〇「同和問題啓発強調月間市民講演会」講師選定 〇人権啓発冊子「わたしたちの手でしあわせをひとつに」編集 ・人権意識の普及高揚を図るため、様々な機会をとおして人権教育・啓発活動を取り組みました。 〇市広報への人権コラム掲載　年5回 〇人権啓発冊子（上記）発行 年2回　12月：29,400部 2月： 7,400部 〇人権講座「ひまわり」開催 ７講座（8月～12月） 参加人数：544人 〇人権作品（作文、標語、ポスター）の募集 応募数：618点　入選：82点 〇「人権まつりださいふ2025」の開催 主催：人権まつりださいふ実行委員会 構成団体：14団体 人権作品展示・物販、人権作文の朗読、朝鮮歌舞団の 公演、市内小中学生のステージ発表を2月16日（日）にプラム・カルコア太宰府にて開催しました。 〇小学6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」のゲストティーチャーとして、各学校に訪問して実施しました。	［成果］ ・人権啓発事業は創意工夫をこらしつつ、内容の充実等を図りながら計画に基づき実施しました。また、人権啓発を全庁で一体的に推進していくために設置した「人権啓発事業企画運営会議」においても、職員の多様な意見を取り入れながら、人権講座「ひまわり」や「同和問題啓発強調月間市民講演会」の企画、人権啓発冊子の編集を行うことができました。 ・令和6年度の人権啓発冊子は、「デフリンピック」について、「マイクロアグレッション」についての2つのテーマを取り上げました。 ・小学6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」の授業に、学校での対面でゲストティーチャーとして出前講座を実施し、子どもたちへの啓発を行いました。 ［課題］ ・取組の方法及び時期等を検証して、多くの市民に人権についてさらなる関心を持っていただくような施策が継続して必要です。 ・小学6年生に対するゲストティーチャーについて、継続して開催していくことが必要です。	・同和問題をはじめとする人権問題の解決に向け、現在実施している啓発事業を継続するとともに、人権問題を身近に考え、自らの課題として捉えられるよう、手法に工夫を加え、内容の充実を図りながら人権教育・啓発を推進します。 ・人権啓発を全庁で一体的に推進していくために、平成28年度に設置された「人権啓発事業企画運営会議」において、職員の多様な意見を取り入れ、創意工夫を加えながら、人権講座「ひまわり」や「同和問題啓発強調月間市民講演会」の企画運営、人権まつりださいふへの参加、啓発冊子の編集を行います。 ・人権講座「ひまわり」については、多くの市民の方々にも参加しやすい日時や場所を設定するため、昼1回、夜6回、平日および日曜日の開催を予定します。	社会教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
2	(5)	②	「人権尊重のまちづくり」活動への支援	「人権尊重のまちづくり」を進めていくために、講師の派遣、啓発資料、教材の提供を行うとともに、イベントなどの啓発事業を支援します。	・例年、「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」等の関係諸団体の人権学習に講師を紹介しておりますが、今年度は、要請がありませんでした。 ・人権尊重のまちづくりについて、市自治協議会や「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」登録団体などへの働きかけを模索していますが、支援の具体化まで至っていません。	[課題] ・平成2年に「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」が発足してから30年余が経過する中で、市民講演会の参加要請しか働きかけができていないのが現状です。	・市自治協議会や「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」構成団体等へ、人権学習会の講師紹介や支援についてのPRを行います。 ・地域や団体等で、人権を身近に感じてもらえる「行政出前講座」の活用を働きかけます。	人権政策課
					・市内小学校6校から依頼があり、6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」の授業に、学校教育課、人権政策課と連携し、ゲストティーチャーとして職員を派遣しました。	[成果] ・小学6年生に対するゲストティーチャーを、対面の手法を取り、実施することができました。 [課題] ・「行政出前講座」が市民の方により多く活用していただけるよう情報提供を行っていく必要があります。	・講師派遣、啓発資料、教材・機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベント等啓発事業を支援します。 ・各学校や学校教育課と連携し、人権教育に関する学習内容について検討していきます。	社会教育課
		③	調査・研究の充実	人権を身近に考え、自らの課題として捉えられるよう、啓発のあり方、教材の開発など、市民のニーズや先進的な啓発手法についての調査・研究に努めます。	・7月の福岡県同和問題啓発強調月間に職員（任意参加）の自己啓発を兼ねて取り組んでいる「訪問配付（家庭訪問による対話）」は、訪問配布の代替案検討のため中止としましたが、代わりに「部落差別とマイクロアグレッション」を統一テーマに課内同和問題研修を全課・ブロックで実施しました。	[成果] ・各課の「課内同和問題研修会」を行うことで、世代間での同和問題の知識を共有することが徐々にできています。 ・全職員が「部落差別とマイクロアグレッション」という共通のテーマで研修を行うことで、日常の何気ない言葉や行動などで先入観や偏見をもとに相手を傷つけることについて、学ぶことができ共通認識が図れました。 [課題] ・研修で意見の出た課題や取り組める事項について、実践につなげていく施策の検討をする必要があります。	・「同和問題実態調査」結果の内容を各課の課題として捉え、同和問題の早期解決に向けたこれからの人権行政につなげていきます。 ・「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」の施行を受け、各課で取り組める内容を継続して検討し、可能なものから施策に反映していきます。	人権政策課
					・筑紫地区社会教育振興協議会社会人権・同和教育担当部会に参加し、人権情報の収集、啓発手法など知ることができました。 第1回　1月29日（水）13:45～16:30（太宰府市） 第2回　2月3日（月）13:45～16:30（那珂川市）	［成果］ ・筑紫地区や県内の人権教育・啓発に関する情報の収集や啓発手法などの調査・研究を行うことができました。 ［課題］ ・部会のさらなる充実化や参加しやすい体制を整えていく必要性があります。 ・筑紫地区社会教育職員等同和問題研修会については、日常業務や日常の生活に結びつけられるよう内容や教材など検討する必要があります。	・筑紫地区社会教育振興協議会の社会人権・同和教育部会に参加するとともに、研修会等に参加して、人権情報の収集、啓発手法等の調査・研究に取り組みます。	社会教育課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３　「個別の人権問題の基本的方向」						
（1）同和問題						
①	市民に対する教育・啓発活動の推進 【再掲載2(5)①】	市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるような教育・啓発活動を推進するため、すべての市民への学習機会の提供と学習内容の充実など、これまでの各種人権啓発事業に創意工夫と見直しを図り、あらゆる機会を通して教育・啓発活動を推進します。	・筑紫地区5市で統一の啓発チラシを作成しました。 ・「同和問題啓発強調月間市民講演会」を開催しました。（「部落差別におけるマイクロアグレッション」内田龍史さん・来場者228人） ・訪問配布の代替案検討のため職員による訪問配付を中止し、「部落差別とマイクロアグレッション」を統一テーマとした課内同和問題研修を実施しました。 ・7月の同和問題啓発強調月間に向けた街頭啓発は6/28に実施。また、人権週間(12/4～10)に向けた街頭啓発は、11月28日に実施。 ・その他７月の同和問題啓発強調月間での取組 　市内公共施設に人権啓発看板の設置 　市庁舎に懸垂幕の掲示 　いきいき情報センターに横断幕の掲示 　職員の啓発ワッペンの着用 　公用車に啓発マグネットを貼付	[成果] ・市民講演会は前年度より多くの来場者がありました。 [課題] ・多様化する人権課題についての市民啓発を検討する余地があります。 ・「太宰府市部落差別解消の推進に関する条例」の主旨に則り、教育・啓発を行っていく必要があります。	・現在実施している啓発事業を開催手法を検討しながら継続するとともに、同和問題を始めとする人権問題の解決に向けて、人権を身近に考え、人権意識を高める手法や内容等を創意工夫して内容の充実を図りながら、人権啓発を推進します。 ・訪問配付については、近年の情勢も考慮し、方法の見直し等も含めて検討します。 ・人権擁護委員との啓発活動については、「人権擁護委員の日」、「市民政庁まつり」、「人権週間」、「人権まつりださいふ」での市民啓発を継続して実施します。 ・「太宰府市部落差別解消の推進に関する条例」について市民に対する周知を行います。	人権政策課
			・人権啓発事業企画運営会議　6回開催 　委員13人、関係課長6人 主な審議内容 〇人権講座「ひまわり」講師選定及び従事者選出 〇「同和問題啓発強調月間市民講演会」講師選定 〇人権啓発冊子「わたしたちの手でしあわせをひとつに」編集 ・人権意識の普及高揚を図るため、様々な機会をとおして人権教育・啓発活動を取り組みました。 〇市広報への人権コラム掲載　年5回 〇人権啓発冊子（上記）発行 　年2回　　12月：29,400部 　　2月：　7,400部 〇人権講座「ひまわり」開催 　７講座（8月～12月） 　参加人数：544人 〇人権作品（作文、標語、ポスター）の募集 　応募数：618点　入選：82点 〇「人権まつりださいふ2024」の開催 　主催：人権まつりださいふ実行委員会 　構成団体：14団体 　人権作品展示・物販、人権作文の朗読、朝鮮歌舞団の 　公演、市内小中学生のステージ発表を2月16日（日）にプラム・カルコア太宰府にて開催しました。 〇小学6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」のゲストティーチャーとして、各学校に訪問して実施しました。	［成果］ ・人権啓発事業は創意工夫をこらしつつ、内容の充実等を図りながら計画に基づき実施しました。また、人権啓発を全庁で一体的に推進していくために設置した「人権啓発事業企画運営会議」においても、職員の多様な意見を取り入れながら、人権講座「ひまわり」や「同和問題啓発強調月間市民講演会」の企画、人権啓発冊子の編集を行うことができました。 ・令和6年度の人権啓発冊子は、「デフリンピック」について、「マイクロアグレッション」についての2つのテーマを取り上げました。 ・小学6年生の「人権に視点をあてた社会科カリキュラム」の授業に、学校での対面でゲストティーチャーとして出前講座を実施し、子どもたちへの啓発を行いました。 ［課題］ ・取組の方法及び時期等を検証して、多くの市民に人権についてさらなる関心を持っていただくような施策が継続して必要です。 ・小学6年生に対するゲストティーチャーについて、継続して開催していくことが必要です。	・同和問題をはじめとする人権問題の解決に向け、現在実施している啓発事業を継続するとともに、人権問題を身近に考え、自らの課題として捉えられるよう、手法に工夫を加え、内容の充実を図りながら人権教育・啓発を推進します。 ・人権啓発を全庁で一体的に推進していくために、平成28年度に設置された「人権啓発事業企画運営会議」において、職員の多様な意見を取り入れ、創意工夫を加えながら、人権講座「ひまわり」や「同和問題啓発強調月間市民講演会」の企画運営、人権まつりださいふへの参加、啓発冊子の編集を行います。 ・人権講座「ひまわり」については、多くの市民の方々にも参加しやすい日時や場所を設定するため、昼1回、夜6回、平日および日曜日の開催を予定します。	社会教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	(1)	②	「人権・同和問題啓発推進会」の充実・強化 【再掲載1(1)④】	市内における各種機関及び団体などで組織する「人権・同和問題啓発推進会」における人権教育・啓発事業の充実・強化を図ります。	・2校区の自治協議会役員会で「10分プレゼン」（人権問題について職員が会議の前にプレゼンする）を実施し、人権尊重や男女共同参画への理解促進に努めました。 ・「人権講座ひまわり」を国分区の協力を得て、開催しました。 ・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」に対し、市主催の「同和問題啓発強調月間市民講演会」と「男女共同参画市民フォーラム」の案内を行い、周知と参加を依頼しました。 〇「同和問題啓発強調月間市民講演会」における太宰府市人権・同和問題啓発推進会登録団体からの参加者数 自治協議会　：10人 民生・児童委員連合協議会：21人 人権擁護委員　：8人 市議会　：8人 四王寺会　：8人 NPO障がい者団体協議会　：1人 市民の会・保護司会　：1人 筑紫保護区太宰府支部　：1人 農業委員会　：1人 部落解放同盟南支部　：1人 文化協会　：3人 母子寡婦福祉会　：1人 社会教育委員の会　：1人 小・中学校教員　：10人	[成果] ・自治会長を始めとした校区自治協議会の役員に地域の中の身近な人権について考えてもらえる機会となりました。 ・同和問題啓発強調月間の市民講演会に、啓発推進会登録団体より75人の参加を得ました。 [課題] ・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」に対しては講演会や研修会に案内するだけではなく、各団体での自主的な啓発事業の実施へとつなげていくことが課題です。 ・校区自治協議会役員を対象とした「10分プレゼン」を継続して実施し、地域での理解促進へとつなげ、各校区自治協議会や自治会などでの自主的な研修開催へとつなげていくことが課題です。 ・事業所、学校、各種団体等への啓発や、連携の機会を継続的に設け、男女共同参画社会推進の意識向上へとつなげることが課題です。	・「太宰府市人権・同和問題啓発推進会」登録団体へ、「同和問題啓発強調月間市民講演会」、「人権講座ひまわり」、「男女共同参画市民フォーラム」等の参加案内に加え、構成団体内での人権問題研修会の講師紹介案内を行うとともに「啓発推進会」の機能を高める検討と参加団体の拡大に努めます。 ・市自治協議会主催の研修会に、「人権の尊重」や「男女共同参画」の視点を取り入れた研修の開催に向けて協力・支援を行います。 ・校区自治協議会役員会での人権や男女共同参画に関する「10分プレゼン」（人権問題について職員が会議の前にプレゼンする）を継続して実施し地域の理解促進に努めます。 ・「ルミナス登録団体」を基礎とした関係団体のネットワークの充実を図り、協力・協働して事業を進めます。	人権政策課
		③	職員研修の取組 【再掲載1(3)①】	職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、より一層効果的な職員研修に取り組みます。	若手職員と会計年度任用職員を対象とした基礎的な研修及び中堅以上の職員と再任用職員を対象とした応用的な研修の2パターンを準備した研修を2日間（令和7年1月21日（火）、1月24日（金）の日程で計4回実施しました。 また、太宰府市公益団体職員（(福)太宰府市社会福祉協議会、（公社）太宰府市シルバー人材センター、（公財）古都大宰府保存協会、（公財）太宰府市文化スポーツ振興財団）についても参加を可とし全部で445人が参加しました。 研修出席者445人中アンケートに256人が回答し（回収率57.5%）、回答者の97.3%が「大変有意義だった」または「有意義だった」と回答しました。	[成果] 研修出席者445人中256人がアンケートに回答し（回収率57.5%）、回答者の97.3%が「大変有意義だった」または「有意義だった」と回答するなど、満足度の高い研修が実施できました。 [課題] アンケートの回答方法をWeb回答に変更したが回答率が大幅に減少した（前年回答率：94.4%）。紙媒体との併用を検討します。	・会計年度任用職員を含む全ての職員を対象に同和問題研修会を継続して実施します。 ・部落差別解消推進法が制定され、差別の実態の結果を受けて、行政施策に取り組む必要があることを、歴史的経緯も含めて学ぶ研修を行います。また、実態調査で出された課題や問題点を一般行政施策の中で、どのように業務に生かしていくのかを展開できるような研修を実施します。 また、職員が南隣保館で学ぶ機会を増やし、同和問題がより身近な問題であることを意識させるため、南隣保館等での研修会や同和地区住民と直接、対話できるような研修を行います。	総務課
		④	人権センターの機能充実・強化	地域に開かれたコミュニティセンターとして、その機能(福祉、相談、啓発、地域交流、学習など)の充実・強化を図るとともに、関係機関や団体と連携しながら、より効果的な事業運営を推進します。	・人権センターの運営業務を平成18年4月から社会福祉法人「みらい」に委託しており、年々、地域との親近感も高まり、住民に対して信頼と好感を得ています。 ・デイサービス施設いこいの家は、デイサービスも充実し、多くの利用者から好評を得ています。 ・行政関係課と南隣保館との課題や情報共有のため２ヵ月に1回、南隣保館連絡会議を開催し、連携した対応を行いました。 ・相談事業としては、生活の困りごと相談・就労相談・健康相談を実施しました。	[成果] ・人権センターの業務委託により、社会福祉法人「みらい」の職員と地区住民に親近感が高まり、利用者が増えています。 [課題] ・人権センターの機能充実・強化には、市と南隣保館との連携、情報交換が重要であり、南隣保館連絡会議を通して連携の強化を図っていく必要があります。 ・人権センターが老朽化してきていることから、耐震診断や大規模改修等、計画的な施設整備が必要です。	・平成24年度に実施した「同和地区住民生活実態調査」を分析した課題をもとに、課題解決の方策を講じます。その過程で、人権センター等と連携して効果的な施策の再構築を検討し、地区住民の生活課題の解消や周辺住民との交流拡大、人権啓発の推進等、隣保館機能の充実に努めます。 ・「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」にある相談体制の充実を図るため、各課と連携しながら相談体制を整えます。 ・人権センターの施設改修計画について、公共施設再編検討業務委託により検討を行います。	人権政策課
		⑤	企業・事業所が行う人権研修への支援 【再掲載2･(4)･③】	市内の民間企業・事業所が実施する社内研修などの、事業主や従業員の人権意識向上に向けた取組に対しては、研修教材や情報の提供を始め研修会講師の紹介、各種人権啓発冊子の提供など支援を行います。	・企業等研修会の開催が難しい企業等も活用できるよう、筑紫地区企業同和問題推進委員会への参画を通じて同会員（95会員）に対し、同会主催の研修会への参加を呼びかけました。 （２－（４）①の研修会）	[成果] ・企業・事業所における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・筑紫地区同和対策就職促進協議会や筑紫地区人権・同和行政推進協議会、筑紫地区企業同和問題推進委員会の研修事業について継続的な支援が必要です。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会が行う人権問題研修会を支援するとともに、筑紫地区人権・同和行政推進協議会が行う企業・事業所を対象にした研修会の開催を支援します。 ・市内の事業所に筑紫地区企業同和問題推進委員会への登録を働きかけます。	産業振興課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(1)	⑥	同和地区住民の生活基盤確立に向けた施策の構築	平成24年に実施した「同和地区住民生活実態調査」の結果から、生活の基盤となる地区住民の就労の状況には収入額の低位性が見られ、そのことが子どもの教育に影響し、また、健康や就労の結果として高齢者の公的年金受給額にも及んでおり、住宅事情や結婚にも影響していることから、就労、教育、福祉、健康などの個々の課題解決に取り組むとともに、生活基盤を整える施策を総合行政で取り組んでいきます。 また、就労の対策については関係機関と連携し取組を継続していきます。	・南隣保館と就労担当者会議を毎月開催し、支援対象者の情報交換を行いました。また、年度途中から産業振興課の担当者も会議に加わるようになりました。	［成果］ ・就労支援については、生活支援課、産業振興課及び南隣保館と就労担当者会議で協議を継続し情報共有を行いました。 ［課題］ ・行政交渉にて提起された地区の実態を受けて、「生活基盤確立推進会議」を開催し、関係課との協議により同和地区住民の生活基盤確立に向けた具体的な対策について検討していく必要があります。	・庁内で「生活基盤確立推進会議」において、課題の整理や各課の一般対策業務の検証、生活困窮者自立支援制度等の調査・研究を総合行政で行います。	人権政策課
					・毎月第1・第3水曜日の14時から16時に南隣保館で「生活の困りごと相談」を開設し、延べ6件の相談がありました。 （内訳：税に関する相談→新規1件、生活支援に関する相談→継続5件） ・南隣保館と人権政策課、産業振興課、生活支援課にて、毎月第1水曜日の13時30分から南隣保館で就労担当者会議を開催し、支援対象者の情報交換を行いました。 ・令和7年2月9日及び10日に南隣保館で実施された「市県民税の申告」に併せた福祉なんでも相談を開設し、4件の相談がありました。 （内訳：年金に関する相談→1件、空き家に関する相談→1件、交通事故に関する相談→1件、入院費用に関する相談→1件）	[成果] ・関係課や関係機関と協議を行い、課題の共有を図りました。また、南隣保館に隣接するいこいの家にて、利用者に相談に関するチラシの配付や相談に関するポスターを掲示しました。 [課題] ・多くの方に相談に来ていただくためにも、継続的に事業の周知を図る必要があります。	・関係機関との連携を密に行い、生活困窮者自立支援事業を活用し、相談者に寄り添った支援の充実を目指していきます。 また、南隣保館で実施される市の各種事業に併せて、関係課による出張相談を継続して実施していきます。 今後も南隣保館と情報を共有し、未就労者やひきこもりの方が、一人でも多く就労に結びつくよう支援していきます。	生活支援課
					・国保年金課と協同して、地区住民へ事前に訪問し健診の案内配布を実施しました。 ・台風等の影響を考慮した日程調整や、健診実施時間帯を複数パターン検討することにより、市民が健診受診しやすい環境整備を行いました。 ・健診の1ヶ月後に、結果を返却するため結果説明会を実施しました。 ・通常の健診結果説明会は予約が必要だが、南隣保館健診会場では、地区住民が来場しやすいよう当日の受付を可能としています。	[成果] ・国保年金課と連携し、訪問にて受診勧奨を行えたこと ・令和6年度から後期高齢者健診を開始し、若年層から高齢者まで幅広い方に受診いただけたこと ・健診会場の環境整備を実施できたこと ・各関係課と連携して受診勧奨を行えたこと ・若年層から高齢者まで受診いただけたこと [課題] ・地域の特性を踏まえた健診会場の選定、日時の設定および健診予約方法の工夫を図ることで、他地区との受診率差異を最小限にし、受診率向上につなげます。	・受診しやすい健診の環境整備として、関係部署と連携しながら、これまでの受診者の状況を鑑みた、健診の実施時期や会場の検討を行います。 ・地域健診会場を従前より実施していた隣保館に加え、水城小を再開するとともに新たに太宰府小、太宰府西小でも実施します。 ・引き続き、より多くの方に健（検）診を受診してもらえるよう、国保年金課や南隣保館と連携して受診勧奨を行います。	元気づくり課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３（２）女性の人権問題						
①	第３次太宰府市男女共同参画プランの推進と進行管理	男女共同参画社会を実現していくため、第３次太宰府市男女共同参画プランに基づいて、施策の推進と年度ごとの進行管理を行います。	・「男女共同参画プラン」に基づく事業の各課ヒアリングを行い、現状把握と適切な進行管理の確認をしました。 また、男女共同参画推進本部幹事会、本部会議を経て報告書を作成し、太宰府市男女共同参画審議会に諮り、年次報告書として取りまとめ、ホームページで公開しました。	[成果]各課から直接事業の実施状況を確認することができました。	・「男女共同参画プラン」に基づく事業の各課ヒアリングを行い、現状把握と適切な進行管理に努めます。また、年度ごとに報告書をまとめ、ホームページで公開します。	人権政策課
②	ＤＶなどの被害者に対する相談機能の充実及び自立支援	被害を受けた女性に対する相談機能の充実を図ります。 また、緊急保護や自立支援に向け、職場や地域・学校などにおける理解や支援を促進するとともに、県、警察署、裁判所などの公的機関や民間団体との連携を図っていくためのネットワーク化を進めていきます。	・県等が開催する研修会に参加して、相談対応力の向上を図りました。 ・「福岡県困難な問題を抱える女性等支援調整会議筑紫地区ブロック会議」では、近隣市町や筑紫地区の関係機関との情報交換や連携を密にして、相談機能の充実を図りました。 ・相談窓口の周知のため、電話案内カードをイベントや街頭啓発で配布しました。また、公共施設や店舗、公民館への継続設置に取り組みました。 ・ホームページや市報、庁舎1階広告モニターへの掲出などにより、DV相談や女性相談窓口の周知や相談機関の情報を提供し、必要な支援が届くよう努めました。 〇令和 6年度の女性に対する暴力相談件数 ちくし女性ホットライン24件 人権政策課432件	[成果] ・支援を要する市民へは、関係課や関係機関と連携し、必要な支援へとつなげました。 ・支援に関しては、個人情報に留意しながら関係課で情報共有をし、円滑な支援ができるよう努めました。 [課題] ・ＤＶ相談や女性相談窓口の電話案内カードは、設置場所を増やす等、周知に努めていますが、今後も支援を必要とする市民へ情報が届くよう、継続した周知活動が必要です。	・県等が開催する研修会に参加して、相談対応力の向上を図ります。 ・庁内連絡会議を随時開催し、被害者支援機能の充実につなげます。 ・「福岡県配偶者からの暴力防止対策筑紫地域連絡会議」等に出席し、近隣市町や筑紫地区の関係機関との情報交換や連携を密にして、相談機能の充実を図ります。 ・相談窓口の周知のため、電話案内カードをイベントや街頭啓発で配布します。また、公共施設や店舗、公民館への継続設置に取り組みます。 ・DV相談窓口の周知や相談機関の情報を提供し、必要な支援が届くよう努めます。 ・DV庁内連携会議を開催し、職員の人事異動により適宜連携方法やルールを確認します。	人権政策課
③	女性の登用率などの向上に向けて	女性職員の採用・登用・職域の拡大を始め、各種審議会や委員会の女性委員の割合を高めるなど、個人の能力が正しく評価される環境づくりを整えていくとともに、市内企業・事業所への啓発に努めていきます。	・市の審議会・委員会への女性委員登用については、各課それぞれ登用率向上のために女性委員を探すなど、女性の登用に努めています。 ・市内企業・事業所への啓発方法について、令和5年度は調査・研究期間として新たな方策を検討しました。	[成果] ・審議会等の女性委員 令和5年4月1日現在　115人/421人 （27.3%） 令和6年4月1日現在　108人/393人 （27.5%） [課題] ・分野によっては、女性の適任者が不足していることもあり、現在の登用率は目標値である40.0%から大きく離れています。 ・市内企業・事業所への効果的な啓発について引き続き検討が必要です。	・事業所へ男女共同参画や女性活躍推進に関する啓発を行います。 関係課のヒアリングを継続して行い、登用率向上に向けた方策を研究していきます ・市内企業・事業所への啓発については、新たな方策を検討します。	人権政策課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	（２）	③	女性の登用率などの向上に向けて	女性職員の採用・登用・職域の拡大を始め、各種審議会や委員会の女性委員の割合を高めるなど、個人の能力が正しく評価される環境づくりを整えていくとともに、市内企業・事業所への啓発に努めていきます。	・厳正及び公平に、市職員採用試験を実施しました。また、男女の区別なく職員の能力に応じた適材適所の人員配置を行いました。	[成果] 採用試験受験者割合 女性の割合　44.0% 男性　238人：女性　190人：無回答　4人 採用職員者割合 女性の割合　46.2% 男性　7人：女性　6人 管理的地位における女性職員　15.7% （51人中女性　8人） 男性職員　43人／206人中 女性職員　8人／ 172人中 監督的地位における女性職員　36.5% （85人中女性　31人） 男性職員　54人／ 206人中 女性職員　31人／172人中 [課題] ・男性・女性を問わず、管理監督職の魅力なり、モデルとなる職員の育成をする必要があります。	・男女の区別なく、職員の能力に応じた適材適所の人事配置に努めるとともに、職員のスキルアップ研修等への参加拡大を図ります。 ・業務内容や部署による性別に捉われないような人事配置を行います。	総務課
		④	「ワーク・ライフ・バランス」の啓発及び普及	女性が働き続けられるようにするために、企業や事業所に対して男女共同参画に関する啓発、支援を積極的に推進して、男女が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。	・市内企業・事業所への啓発方法について、令和5年度は調査・研究期間として新たな方策を検討しました。	［課題］ ・市内企業・事業所への効果的な啓発について引き続き検討が必要です。	・事業所に働きやすい職場づくりのための情報提供、啓発を行います。 ・市内企業・事業所への啓発については、新たな方策を検討します。	人権政策課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3 (3) 子どもの人権問題						
①	地域における子育て支援の充実	「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援センターの機能充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、また、子育てに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。	・令和3年3月より子育て世代包括支援センターを設置し子育てコーディネーターと母子保健コーディネーターを配置し、相談体制の充実を図りました。 ・令和4年3月より「だざいふ子育て応援アプリ」を導入し、子育てに関する情報配信の提供を行いました。母子手帳発行者の8割は登録されています。	[成果] ・「だざいふ子育て応援アプリ」の導入により、スマートフォン等で簡単に子育て支援情報を確認出来るようになりました。令和6年度新規登録者数：690人。 ・子育てワンストップサービスを目指し、子育て応援事業と母子保健事業を実施しました。 [課題] ・「だざいふ子育て応援アプリ」の予防接種や乳幼児健診に関する機能を充実させ、子育てに関する各種情報を発信し、さらに子育て支援を図る必要があります。	・地域の子育て支援の資源（地域子育て支援センター、地域子育てサロン、サークル活動リーダー、地域の中での子育て応援や支援活動に関心がある方）への支援や情報交換会の実施を行い子育て支援のネットワークづくりを行います。 ・こんにちは赤ちゃん訪問事業・養育支援訪問事業を継続して実施します。 ・今後も、だざいふ子育て応援アプリ、市ホームページ・広報、支援センターだより等により、子育てに関する各種情報の発信を行います。	子育て支援課
②	「児童虐待防止ネットワーク」の充実、強化	要保護児童に関する通告義務など、児童虐待防止についての市民啓発に努め要保護児童に対して適切な保護が行われるよう「要保護児童対策地域協議会」において関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援に取り組みます。	・福岡県内での虐待死事件をうけ、未就学児の現認確認の厳格化が福岡県内で実施されており、そのルールとして福岡ルールが定められ、福岡ルールに沿って要保護児童の保護・支援に取り組んできました。 ・児童相談所・警察・教育委員会・学校等と連携を図り保護・支援に取り組みました。 ※福岡ルール 乳幼児健診の未受診の判明から約1ヶ月間に、3回家庭訪問しても、家庭訪問に応じない場合や、子どもの安全が確認できない場合には、児童相談所に「虐待の恐れがある」と通告するルール。	[成果] ・要保護児童のリスク度等を定め、必要な保護・支援を行うことに努めました。 [課題] ・要保護児童に対する支援を行うための専門職の充実を図る必要があります。	・乳幼児健診未受診者に対する受診勧奨を行い、身体状況の確認ができない乳幼児等に対して関係各課、児童相談所と連携し安全確認に取り組みます。 ・要保護実務者会議を5回開催し、学校部会年2回、市内の小中学校で開催し、情報・意見交換を実施するなど連携を図り、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援に取り組みます。 ・緊急の対応の場合は組織的に対応をとれるようにケース会議の充実を図ります。 ・未就学児に対応するために、保育所（園）、幼稚園、小中学校との情報共有・意見交換の場をつくるため就学前部会を開催し、一層連携を強化していきます。	子育て支援課
③	児童生徒の学力保障・進路保障の充実	子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、指導方法や指導体制の工夫や改善を行い、基礎・基本の定着を図り、確かな学力を育んでいきます。 また、子どもたち一人ひとりの能力や適性を理解し、目標を持って進路の選択ができるよう、個別指導を徹底します。	・全国学力調査、福岡県学力調査、小学校2年生の通過テスト、小学校4年生の学力テスト、年度末の小学校全学年復習週間と、市としての学力調査・分析のPDCAサイクルを確立して、学力分析及び各学校への情報提供を行っています。 ・校長学力研修会を行うとともに、実際の取組を学校訪問で視察し、取組の充実に向けた協議等を行うことができました。	[成果] ・学力調査の分析と改善のサイクルが、すべての学校で定着してきました。 [課題] ・学力の学校間格差、学級間格差が一部で大きい状況が見られます。	・全国学力・学習状況調査や福岡県学力調査の結果を分析して明確になった成果や課題について、各小中学校に情報提供するとともに、本年度の取組につなげることでPDCAサイクルの構築を支援します。 ・学習の土台となる基礎、基本の定着を重要視し、学力向上コーディネーターや指導工夫改善教員を活用しながら、各学校で学力の底上げを図る取組を推進します。	学校教育課
			・南児童館に指導主事と指導員を配置し、促進学級（教科指導）を実施し、長期休暇中のスクール活動などを開催して、学力保障等の取り組みを行いました。 ・促進学級については、児童館指導員に加えて、学校教職員も参加し、また、定期的に行う「みなみネットワーク」事務局会に、今年度から学校教育課及び人権政策課担当職員も参加して、学校との連携を図っています。	［成果］ ・各学校と連携し、南児童館の児童・生徒の学力保障の取組を行うことができました。 ・指導主事や指導員と連携し、また、学校教育課及び人権政策課担当職員が「みなみネットワーク」事務局会に参加することで、南児童館の児童・生徒の実態を把握することができました。 ［課題］ ・児童・生徒及び保護者等に対して、地域の協力も得ながら周知啓発を行い、できるだけ多くの子どもたちが参加するための取組が必要です。	・南児童館の児童・生徒たちが学力の向上を実感できるように、家庭・地域・学校等と連携した取組を行なうとともに、事業内容の充実を図ります。	社会教育課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(3)	④	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実と関連諸機関及び家庭、地域と連携して問題解決に努めます。	スクールソーシャルワーカーを配置し、継続的な支援を行うことができました。また、スクールソーシャルワーカーと教育支援センター、学校教育課が情報を共有する会議を、定期的に開催することができました。	[成果] ・校内の生徒指導会議にスクールソーシャルワーカーが参加する体制ができました。そのため、関係機関への連絡等が増えてきました。 [課題] ・スクールソーシャルワーカーの資質による活動の差がみられます。高い資質を備えた人材の確保や人材育成の必要があります。	・令和2年度からスクールソーシャルワーカーを会計年度任用職員として採用し、現在はフルタイム勤務1名、週4日勤務2名の計3名配置しています。 ・定期的に教育委員会とスクールソーシャルワーカーが報告会を実施することで、不登校児童等の現状把握し、スクールソーシャルワーカーがよりよい環境で問題対応に当たれるよう意見交流をします。 ・不登校児童生徒の増加に伴い、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーのより効率的な活用をするよう小中学校に指導します。	学校教育課
		⑤	インターネットによる人権侵害への対応	ネットいじめの急増など、スマートフォンも含めたSNSにおける子どもへの人権侵害が増加しており、関係機関やNPO等と連携して対応するとともに、学校や家庭教育においても子どもたちへのモラル教育等指導を強化します。	ICTを活用した授業実践に伴い、SNS活用の危険性への指導も行ってきました。またスマートフォン利用に関する注意喚起や保護者に対してもインターネット利用に係る啓発リーフレットの配付等を行っています。	[成果] ・教頭会において、情報モラルセキュリティに関する研修を行いました。 [課題] ・インターネット上のサイトの在り方は、日々変化し複雑化しており、教職員や大人自身のスキルアップが求められます。	・各小中学校における情報モラル教育の有効な実践の情報を収集し、ICT活用検討委員会等において共有することで、計画的な実施、及び課題に応じた即自的な実施を推進します。 ・インターネット等の有用性と危険性の指導を充実する取組を支援するとともに、機器の有効な活用方法や子どもの意識の高め方、保護者への啓発等に関する成果を収集し、市内各小中学校の取組に反映するよう努めます。	学校教育課
					筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会において、性犯罪等スマートフォン利用に伴う危険性や相談窓口について紹介するリーフレットを作成し、卒業を控えた小学6年生と中学3年生を対象に配布しました。	[成果] ・スマートフォン利用に伴う危険性について周知することができました。 [課題] ・卒業を控えた子ども以外にも啓発する必要があります。	・各種主催事業で、学習テーマや内容に子どもとスマートフォンについての問題等を取り入れ、SNSによる「いじめ」や個人攻撃等の啓発を行うとともに、関係団体等に協力依頼をします。	社会教育課

項目		施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	（４）高齢者の人権問題						
	①	高齢者を支援する地域づくり	地域における「一人暮らしの高齢者見守り」や「サロン活動」などを市内全域で実現し、また、男性高齢者の地域参加のため、男性料理教室などの開催を支援します。	・高齢者福祉の増進を目的として、地域において介護予防や生活支援に資する活動をしている団体に対して補助金を交付しました。 令和4年度の補助金交付規則の見直しに加えて、より多くの自治会で通いの場を設ける目的で広く補助金を活用してもらうために、自治会ごとの補助上限額に65歳以上の人口に応じて加算ができるよう見直しを行いました。 63団体　6,948,482円 ・地域出前健康講座（自治会での介護予防事業に講師を派遣するもの）を実施しました。 27回 、延べ718人	[成果] ・自治会等における介護予防や生活支援等の活動への支援を通じ、高齢者支援の強化に努めることができました。 [課題] ・自治会等に対する介護予防や生活支援等の活動への支援について、市内で広く活用してもらうために周知を行っていく必要があります。 ・多様化・複雑化する高齢者のニーズに継続的に対応するため、自治会関係者等との連携体制をより緊密にしていく必要があります。	・自治会ごとの補助上限額に65歳以上の人口に応じて加算ができるよう見直しを行い令和7年度から適用することで、自治会等における通いの場設置などの介護予防活動の活性化を図ります。 ・生活支援コーディネーターとも連携し、地域の通いの場の支援に努めます。 ・地域の拠点（公民館等）での出前健康講座のメニューを充実させ、地域における介護予防の取組に活かしていただけるよう周知します。	高齢者支援課
	②	介護予防の推進	特定高齢者(生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者)の把握に努め、地区公民館での「いきいき元気教室」や「介護予防教室」を開催するとともに、要介護・要支援認定者、特に軽度の認定者(要支援1,2)に対しては、新予防給付により、要介護・要支援状態の重度化・悪化の防止と自立支援を重視したサービス提供に努めます。	・高齢者福祉の増進を目的として、地域において介護予防や生活支援に資する活動している団体に対して補助金を交付しました。 令和4年度の補助金交付規則の見直しに加えて、より多くの自治会で通いの場を設ける目的で広く補助金を活用してもらうために、自治会ごとの補助上限額に65歳以上の人口に応じて加算ができるよう見直しを行いました。 63団体　6,948,482円 ・一般介護予防事業としていきいき情報センター、とびうめアリーナ、自治会等で介護予防教室や健康相談を実施しました。 開催回数、参加者数は、 〇すこやか運動教室:160回　延べ5245人 〇男性のためのすこやか運動教室:40回 1105人 〇すこやか相談:12回　延べ110人 〇地域出前講座:27回　延べ718人 〇元気アップ教室:24回　延べ199人 〇転ばんための体力測定:2回　延べ39人	[成果] ・自治会等における介護予防や生活支援等の活動への支援を通じ、高齢者支援の強化に努めることができました。 ・令和5年度より通常開催会場での介護予防教室を実施することができました。コロナ禍に体力低下や体調不良が懸念されたため、個人ごとの健康状態にも注力し実施しました。 [課題] ・自治会等に対する介護予防や生活支援等の活動への支援について、市内で広く活用してもらうために周知を行っていく必要があります。 ・多様化・複雑化する高齢者のニーズに継続的に対応するため、社会福祉協議会、自治会関係者との連携体制をより緊密にしていく必要があります。 ・高齢者の身近な地域の拠点（公民館等）での教室開催の機会を増やすこととあわせて周知をしていきます。	・自治会ごとの補助上限額に65歳以上の人口に応じて加算ができるよう見直しを行い令和7年度から適用することで、自治会等における通いの場設置などの介護予防活動の活性化を図ります。 ・引き続き、一般介護予防事業の実施の継続および市民への周知を強化します。	高齢者支援課
	③	介護保険事業の推進	高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域でその人らしい自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤の整備により、安心してサービスを受けることができる提供体制の拡充を目指します。 また、介護給付の適正化事業を行うことにより介護サービスの質の確保及び向上に努めます。 さらに、関係機関と連携することにより介護人材の確保に努めます。	・看護小規模多機能型居宅介護等の公募を実施しました。 ・県主催の認定審査委員新任研修、認定調査員・認定審査会関係者を対象としたセミナーなどに参加し、審査会委員等の資質向上に努めました。 ・介護サービスの質の確保と適正な事業運営のため、介護サービス事業所に対する運営指導やケアプランチェックを計画的に実施しました。また、介護支援専門員情報交換会を開催し、最新情報の研修や情報交換の機会を設けました。 ・介護保険制度について、広報やパンフレット等で情報提供を行い、当市の高齢者の現状や制度の周知に努めました。自治会等からの要請による出前講座に対応しました。 ・賦課通知書に軽減措置の案内を同封し、低所得者の負担軽減に努めました。	[成果] ・運営指導実績：13件 ・ケアプランチェック実績：50件 ・介護支援専門員情報交換会：2回 ・市民への出前講座：3回 [課題] ・高齢になっても自らの尊厳を保ち安心して過ごせるよう、高齢者やその子ども世代へ、パンフレットや広報紙、ホームページ等を活用して、介護保険制度に関する情報提供を行うことで適切なサービスの利用につなげる必要があります。また、介護サービス事業者の適切な運営を確保するため、継続的な指導が必要です。	・介護サービスの基盤整備として令和7年度も継続して看護小規模多機能型居宅介護の公募を実施します。 ・認定審査委員の資質向上に向けた研修を実施します。 ・サービス利用動向などの情報を事業者に提供することにより、事業展開支援及び供給量の確保に努めます。 ・ケアプラン・住宅改修等に関する適正化事業を実施します。 ・広報、ホームページ、出前講座により、サービスの利用方法や事業者情報の提供に努めます。 ・県等との連携によるサービス事業者に対する研修の実施・自主研修の要請に努めます。 ・低所得者に対する各種制度による負担軽減に努めます。	介護保険課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(4)	④	高齢者支援に関する市民への啓発	高齢者への虐待や介護放棄などの事例を抱えている家族には、高齢者一人ひとりの基本的人権を尊重するという認識のもと、改善に向けた個別の啓発を行います。一方、地域での高齢者支援の役割などに関しては、市広報への掲載や講演会の開催などによって市民啓発に努めます。	・あんしん相談を年間12回開催しました。 相談件数:32件 ・高齢者を支える年齢層も含め、幅広く地域包括支援センターを周知、また他機関とのネットワーク構築に努めました。 新任自治会長向け説明会：5/17　１回 自治会周り　　：4月～8月　43ヶ所 市広報紙での周知　　：5月号　全世帯 市内居宅介護支援事業所周り：6月～8月　20か所 行政出前講座での周知　：5月～2月　7回 （5/22 JA筑紫年金友の会 350名、6/28 南小学校 80名、10/8 高雄台梅寿会 23名、10/17 緑台区 22名、11/16 吉松区くすの会 34名、12/8 水城区水和会 38名、2/28 社協ボランティア団体あいの会 11名） 民生委員との交流会　　：5月～2月　3回 （5/17 学業院中学校区 29名、7/19 太宰府中学校区23名、2/21太宰府東中学校区14名） ・高齢者の権利擁護の視点から、介護支援専門員向けに「高齢者虐待」の研修を行いました。また、消費生活センターと連携し、悪質商法への被害予防のための啓発、支援を行いました。 ・認知症についての正しい理解促進、認知症の方やその家族にやさしい地域づくりをめざして認知症サポーター養成講座を開催しました。さらに、認知症サポーターのステップアップおよび更なる活動の展開をめざした認知症サポーターステップアップ講座を開催しました。 ・認知症サポーター養成講座　：5月～1月　9回 （5/30 介護予防サポーター 14名、6/20 郵便局 34名、 6/25 筑紫女学園大学 6名、7/19 太宰府市長寿クラブ 連合会26名、7/23 緑台福祉部 22名、9/20 民児協福祉 委員 143名、10/7 市新規採用職員 11名、10/23 市民 24名、1/21 シルバー人材センター 16名） ・ステップアップ講座：3/14、3/15 46名	[成果] ・幅広く地域包括支援センターの周知を図ることが出来ました。 ・総合相談件数として10,879件の相談がありました。相談者層としては高齢者本人が672名、家族が519名、関係機関が363名であり、幅広い世代への周知ができたと考えます。 また、高齢者本人に合わせた相談方法（訪問、電話、来所など）で対応を行い、高齢者本人の相談機会を逃さず必要な支援へつなげる対応ができました。 ・認知症サポーター養成講座の開催により、新規のサポーター数約300人と前年度比較し倍の登録につながりました。認知症サポーター養成講座を通して、認知症の方への理解促進が広がり、高齢者の基本的人権の尊重につながる取り組みとなったと考えます。 [課題] ・啓発及び相談等のより効果的な方法を検討し、高齢者だけでなく、高齢者を支える年齢層（主介護者となりうる子ども世代）への啓発にも引き続き取り組む必要があります。	・あんしん相談を年間12回開催します。 ・引き続き、さまざまな困難事例に対し、関係機関や多職種での協議を行いながら迅速な対応に努めます。 ・地域包括支援センターの周知においても、高齢者だけでなく、高齢者を支える年齢層（主介護者となりうる子ども世代：壮年期）への啓発にも取り組みます。 ・最新の情報が発信できるよう、掲載内容の定期的な見直しを行います。 ・地域包括支援センター及び地域包括支援サブセンターの周知を行い、啓発の対象者に見合った手段・内容となるよう、啓発方法を工夫して実施します。 ・認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座を行い、認知症サポーターの増員に努めるとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場としてチームオレンジへの参画を呼びかけます。	高齢者支援課
					[成果] ・自治体の自治会員向けに出前講座を実施しました。 ①日時：令和6年5月21日（火）10時～11時10分 場所：緑台公民館 参加人数：17名 ②日時：令和7年2月21日　13時30分～15時 場所：ひまわり台公民館 参加人数：22名 ・庁内関係課を構成員とする「消費者安全確保地域連絡会議」を通じて、高齢者等に対する啓発活動や情報共有を行うなど、連携体制を強化しました。	[成果] ・消費生活啓発出前講座にて「高齢者の消費者トラブルと対策について」実施し、自治会員の方に参加いただき、情報の提供と対策について講義することができました。 ・消費者安全確保地域連絡会議を通じて情報共有を図ることができました。 [課題] ・高齢者を狙う消費者トラブルが年々増加及び多様化していることを踏まえ、講座内容や啓発方法を工夫することが課題です。 ・消費者安全確保地域連絡会議では、より効果的に対象者へ啓発を行う必要があります。	・市内の団体からの依頼に基づき講座内容を検討し、出前講座を実施します。 ・高齢者を見守る団体を対象に、高齢者の消費生活に関するトラブルが発生した際に必要な知識についての講演会等、啓発を行います。 ・消費者安全確保地域連絡会議を年間３回程度開催して、啓発活動や情報共有を図ります。	産業振興課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	（４）	⑤	各種相談業務の充実	介護申請を始め、高齢者の問題事例、成年後見人制度などの相談業務窓口である地域包括支援センター職員の資質向上に努めます。 また、人権擁護委員を始め関係機関とも連携を深めて、相談業務の充実に努めます。	・高齢者の総合相談窓口として、三職種（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士）及び認知症地域支援推進員を中心にさまざまな事例への対応、必要に応じて関係課等と連携しました。 ・令和6年度総合相談件数（延べ）：10,879件 東圏域：5,104件 西圏域：5,775件 ・地域包括支援センターの機能強化のため、定期的に四職種会議（主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士・認知症地域支援推進員）を開催し、多職種による個別事例の支援方針の検討を行いました。 ・地域包括支援センター職員の資質向上のため、権利擁護に関する研修会への参加呼びかけ、および機能強化のための学習会の企画を行いました。 〇四職種学習会 ・7/30　総合相談業務について　10名(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員参加) 〇福岡県高齢者虐待防止市町村職員初任者研修 ・5/21、5/30　２名（社会福祉士参加） 〇地域包括支援センター課題別研修（虐待対応） ・11/6　　２名（社会福祉士） 〇認知症地域支援推進員現任者研修 ・11/21,11/22　２名（認知症地域支援推進員） 〇介護支援専門員情報交換会 ・6/25　令和6年度介護保険法改正について他 8/23　高齢者虐待について 11/25　「ひきこもり」支援ついて 2/12　ケアプランについて ・主任介護支援専門員および介護支援専門員参加 〇地域ケア個別会議 ・全11回（5/15、6/19、7/17、8/21、9/18、10/16、11/20、12/18、1/15、2/19、3/19） ・介護支援専門員、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、認知症地域支援推進員参加	[成果] ・有資格者の配置や関係機関との連携により、さまざまな相談や困難事例に対応できています。 ・定期的に四職種会議を開催することで、相談業務における課題整理につながりました。相談の長期化防止や、相談の効率化、困難事例の抱え込みの解消、継続的支援の整理を行い、より市民の課題解決等につなげる検討を行うことができました。 ・専門職種に向けて相談支援業務につながる学習会を設定することで、相談支援の資質向上につながったと考えます。 ［課題］ ・今後も地域包括支援センターや地域包括支援サブセンターの相談窓口をより多くの市民に利用してもらえるように、周知・啓発を継続するとともに様々な事例に柔軟に対応できるよう、関係機関との連携を強化していく必要があります。 ・地域包括支援センター職員のみならず、市内介護支援専門員を含めた高齢者に関わる支援者に対して、高齢者及びその家族への支援として様々なテーマの研修を行う必要があります。	・地域包括支援センターの機能強化を図るため、医療や介護の関係機関との連携を強化するとともに、様々な機会を通じて、地域包括支援センターの周知に取り組みます。 ・多岐にわたる相談内容に対応できるよう、各種研修会や情報交換会に参加、地域ケア個別会議でのケース検討を行うことで、専門職の知識向上や各専門機関との連携体制の強化を図ります。	高齢者支援課
		⑥	高齢者の孤立化への対策	健康や福祉に不安がある高齢者を決して孤立や孤独にさせないとの観点に立ち、地域ぐるみで住民一人ひとりに目が行き届く政策を進めます。	・民生委員・児童委員協議会での学業院中学校区、太宰府西中学校区、太宰府東中学校区との情報交換会に参加し、地域との連携強化に努めました。 ・保健事業と介護予防の一体化事業において、80歳以上の健康実態不明者（健診・医療・介護を受けていない者）への訪問実態調査を行うことで、支援が必要な孤立した高齢者の把握に努めました。 ・民生委員児童委員との連携を取りながら、地域課題の掘り起しと支援、社会資源の把握に努めました。 ・高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配付することにより、独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援に役立てました。	[成果] ・民生委員・児童委員との情報交換会を実施することで、高齢者の支援に向けての情報の連携や見守り協力体制が得ることができました。 ・健康実態不明者訪問を行うことで、支援が必要な高齢者の早期発見・早期介入を行うことができました。 [課題] ・地域ぐるみでの支援体制を確立していくためには、相談者や対象者の同意を得ながら情報の共有を行うなど、個人情報の慎重な取り扱いが課題としてあげられます。	・引き続き、民生委員・児童委員との連携を強化し、高齢者に対して、より効果的な見守りや支援ができるようにすることを目的として、情報交換会を実施します。 ・引き続き保健事業と介護予防の一体化事業において、80歳以上の健康実態不明者（健診・医療・介護を受けていない者）への訪問事態調査を実施します。 ・高齢者名簿を作成し、自治会長、民生委員に配付することにより、独居高齢者、高齢者のみ世帯に対する地域ぐるみでの見守り、支援に役立てます。 ・包括支援センター三職種及び認知症地域支援推進員を中心に、高齢者虐待や認知症の相談に対応、地域の見守り体制の構築、併せて関係機関との連携、ネットワークの構築を図ります。	高齢者支援課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3 （5）障がいのある人の人権問題						
①	相談支援体制の充実	専門の相談員を配置し、障がいのある人やその家族が抱える多様な問題に適切に対応できる相談指導の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。	・障がい福祉相談件数 令和6年度：1,639件 令和5年度：1,828件 令和4年度：2,027件 令和3年度：1,243件 令和2年度：738件 ・筑紫地区地域自立支援協議会の事務局会12回、相談支援部会4回を開催し、障がい者の様々な問題について検討しました。事例検討による情報の共有や広域での障がい者支援体制について検討しました。 ・多様化する障がい者の相談に対応するため、市内の福祉関係者を構成メンバーとする太宰府市障がい福祉ネットワーク会議を年4回開催しました。 ・令和3年度から地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターを設置しています。	［成果］ ・筑紫地区や市内の関係課・団体との会議を開催し、様々な問題の検討ができました。 ［課題］ ・筑紫地区地域自立支援協議会を基にして、広域での障がい者支援体制の整備を継続して検討する必要があります。 ・行政内部にとどまらず、医療機関、サービス事業所やその他支援に必要な関係者が連携して、必要な支援の検討を行っていく必要があります。	・令和3年度から基幹相談支援センターを設置し、障がい福祉担当窓口に社会福祉士を3名配置し、多様な問題に適切に対応します。 ・福祉課窓口に手話通訳者を配置します。 ・広域での障がい者支援体制の整備については、筑紫地区地域自立支援協議会において協議しながら進めます。 ・太宰府市障がい福祉ネットワーク会議を充実し機能させることで、市だけでは支援が困難な事例について解決を図ります。	福祉課
			・子ども発達相談室では、未就学児の発達に関する相談を受け、発達の特性の早期発見とともに、関係機関と連携し、必要な支援を行いました。 ・保護者が子どもの発達の特性を理解し、具体的な対応を学ぶ場として、個別支援（相談や保護者のメンタルフォローを含む）や親子グループ(2歳児・年少)やSSTグループ(年中・年長)など保護者支援にも重点を置き、実施しました。また、必要に応じて検査や園訪問を提案し行いました。 〇令和6年度実施件数 一般相談　437件 幼保訪問相談　126件 グループ・個別支援　398件 検査　86件 ・幼稚園や保育園から発達に関する相談があった際は、園相談、園支援として相談に応じています。	[成果] ・保護者が発達の特性の理解や、頻度高い療育の必要性の受容ができ、医療機関に繋がるケースが増えました。 [課題] ・医療機関や療育機関を案内しましたが、受け入れの枠がなく、本相談室での継続支援になるケースもありました。 ・関係課・係との連携を今後も深めていく必要があります。 ・様々な発達の相談に対応できるように、専門職の充実を図る必要があります。	・子ども発達相談室における相談支援を継続して実施します。 ・現在配置されている保育士3名、臨床心理士3名、一般事務1名、相談体制の充実と関係機関との連携強化に努めます。	子育て支援課
②	就労支援の充実	雇用の場の確保や就労支援の充実を図るため、ハローワークと連携し、企業などに対して障がい者雇用の理解と協力を求めていくとともに、職業相談や職業実習による就労支援に努めていきます。	・障がいのある人の自立と社会参加に向けた活動等の支援施策として、NPO法人太宰府障害者団体協議会が運営する地域活動支援センター「あす・ラック工房」への運営支援を行いました。市役所内売店では、障がい者の就労支援の場として活用しました。 ・障害者優先の調達物品等の利用促進のため、令和7年度予算編成時に事前調査を実施し、各課予算に計上しました。 ・商工会会員を対象に、障がい者雇用に関するアンケートを行いました。	［成果］ ・地域活動支援センター「あす・ラック工房」で活動することによって、日常生活や社会生活において、地域社会の中での活動につながっています。 ・各課予算計上額は前年度と比較し増額になりました。 R6年度決算額　：3,497,817円 R5年度決算額　：2,473,146円 R4年度決算額　：2,462,609円 R3年度決算額　：1,895,142円 R2年度決算額　：1,102,060円 ［課題］ ・障害者就労施設等の調達物品等が限られており、受注を増やすための検討が必要です。	・NPO法人太宰府障害者団体協議会が運営する地域活動支援センター「あす・ラック工房」の支援をはじめ、就労機会の拡大に向け、関係機関と連携し、就労支援を図ります。 ・「障害者優先調達推進法」の趣旨に沿って、障害者就労施設等が受注の機会を確保できるように努めます。 ・ハローワークと連携しながら、事業所への障がい者雇用の理解と協力を依頼し、就労支援を推進します。	福祉課
③	障がい福祉サービスの展開	個々の障がいのある人々の障がい支援区分や社会活動、介護者、居住の状況により介護給付や訓練等給付などの支援をしていきます。	・個々の障がいの特性や程度に応じた障がい福祉サービスの提供ができるよう、丁寧な聞き取りや適正な調査を行い、障がい福祉サービスの支給決定を実施しました。 ・筑紫地区自立支援協議会緊急ショートステイ部会において緊急ショートステイ事業の状況報告を行いました。	[成果] ・令和5年4月から緊急ショートステイ事業を開始し、令和6年度に3名の届出がありました。 ［課題］ ・障害者総合支援法に規定された国の指針により実施が必要な施策の展開が必要です。	・「障害者総合支援法」に基づき、地域における共生社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活の総合的支援を推進します。 ・利用者の障がいの特性・状態や環境に応じた支給決定を行います。	福祉課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(5)	④	地域生活支援事業の推進	障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。	・障がいのある人への支援として、コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣）、日常生活用具給付事業、移動支援事業等を実施しました。 ・障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息と障がいのある人の日中における活動の場を確保するための日中一時支援事業を実施しました。 ・在宅の医療的ケア児等の介護者に対して、訪問看護を延長して利用した時の費用の一部を助成する医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援事業を実施しました。	［成果］ ・障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた、サービスの支給決定を行いました。 ・医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援事業を2名（総時間数3.5時間、総交付金額23,625円）が利用しました。 ［課題］ ・引き続き障がい者のニーズを把握し、必要なサービスを提供することが必要です。	・障がいの有無に関わらず「みんなで支え合い　ともに幸せに暮らせる　人権と福祉のまちづくり」の実現を目指します。 ・障がい者の自立を促進し、住み慣れた地域で日常生活及び社会参加をするため、支援の対象や内容等を検討し充実を図ります。	福祉課
		⑤	障がい者差別の解消の推進	障がいを理由とする差別をなくし、日常生活や社会生活を営む上での制約となる社会的障壁を取り除くために、市民への啓発や相談体制の整備、職員の対応要領等を活用した職員研修を行い、必要かつ合理的な配慮を実施していきます。	・「障害者虐待防止法」に基づき通報窓口等を設置し、相談体制を整えています。 ・「障害者差別解消法」に基づき、職員対象の研修会を開催しました。 ・障がい者週間や発達障害啓発週間に合わせて、広報やHP、SNSによる啓発を行いました。 ・虐待通報に対して適切な対応を行いました。	［成果］ ・障害者差別解消法職員研修会参加者328人 ［課題］ ・「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」に関する職員の理解を深めるため、継続して行っていく必要があります。 また、市民の方への周知も定期的に行っていく必要があります。	・「障害者差別解消法」に基づき、全職員を対象とした研修会を継続して実施します。広報や出前講座などを通じて市民に向けた周知を実施します。 ・虐待問題については、今後とも相談・通報等があった場合には、被害者や届出者の保護に配慮しながら早急に事実確認を行います。虐待の事実が認められた場合には、一時保護や支援を行っていくとともに、市民・事業者に対し、障がい者虐待に関する啓発及び通報窓口の周知を行うと同時に、関係機関との連携等、支援体制の整備を行います。	福祉課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	（6）外国人の人権問題							
		①	国籍や人種にとらわれない市民意識の醸成	国籍や人種にとらわれず、お互いを対等な人間として認め合い、理解し合うことのできる市民を育成するため、市民への教育・啓発活動に取り組みます。また、公益財団法人太宰府市国際交流協会との協力により、国際理解講座や日本文化体験講座など、市民や学生と、外国人・留学生との交流活動などをとおして啓発に努めます。	【国際理解教育関連事業（合計66回）】 ・国際交流員を小中学校の国際理解教育関連授業のために年間を通じ66回派遣しました。 〇太宰府西小学校（43回） 〇水城西小学校（20回） 〇水城小学校（3回） 【各団体の国際交流推進】 ・（公財）太宰府市国際交流協会を通じて以下の事業を行い、留学生や在住外国人との交流を推進しました。 〇フレンズベル倶楽部メンバーのつどい 開催日：6月23日（日） 場　所：いきいき情報センター205～207号室 参加者：99名 〇太宰府市民政庁まつり 開催日：10月5日（土） 場　所：大宰府政庁跡 来場者：765人 〇世界文化体験講座「中国料理教室」 開催日：7月6日（土） 場　所：いきいき情報センター調理室 参加者：31人 〇日本文化体験講座「中津市バスハイク」 開催日：11月9日（土） 場　所：中津市 参加者：26人 ・（公財）太宰府市国際交流協会を通じて以下の事業を行い、市民の国際理解を推進しました。 〇国際交流協会事業報告パネル展 開催場所および期間 ①いきいき情報センター2階：6月12日(水)～6月24日(月) ②太宰府市庁舎１階：8月19日(月)～8月30日(金) 〇国際理解講座 ①「南半球からみた逆さまなニッポン！」 開催日：9月28日（土） 場　所：太宰府館3階まほろばホール 参加者：47名 ②「国際交流サロン」 開催日：12月23日（月） 場　所：いきいき情報センター209 参加者：51名 ※R6年度は実施なし 〇国際理解講演会	[成果] ・国際交流員を市内小学校に派遣し国際理解教育を推進しました。 ・（公財）太宰府市国際交流協会の事業を支援し、市民の国際交流の促進に力を入れています。料理教室や中津市友好都市締結10周年を記念した太宰府市民との合同バスハイクなどを通じて、留学生や日本人市民にそれぞれの文化への理解を推進しました。 [課題] ・（公財）太宰府市国際交流協会への事業参加者は賛助会員など特定の市民が参加しており、その他の市民の参加を増やすために市との連携や周知広報活動が必要です。 ・国際交流イベント等を通じて国際理解を深め、多文化共生社会の実現に向けた取組が必要です。	・国際交流員（1人）を派遣し、各学校の国際理解教育や各団体の国際交流推進のために支援します。 ・国籍や人種にとらわれない国際的な感覚を育成するために、（公財）太宰府市国際交流協会と協力して、外国人・留学生と交流したいと思う市民の参加が増えるような魅力ある事業を展開していきます。 ・日本人と交流を深めることを望む外国人留学生が増えており、広く地域住民にも参加を促し外国人留学生と日本人市民が交流できる機会を増やしていきます。 ・外国人や市民が（公財）太宰府市国際交流協会の事業に気軽に参加できるよう工夫（簡単な日本語の使用や参加したいと思うようなデザインでのチラシ作成など）し、協会のSNSや、市広報等でも周知するよう働き掛けていきます。 ・人権政策課と協力し太宰府市民政庁まつりで配布する（公財）太宰府市国際交流協会PR配布物に法務省作成の外国人差別の啓発チラシ等を入れて配布するよう依頼します。	国際・交流課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(6)	②	生活全般にわたった相談窓口の充実	外国人の住民登録など公的手続関係や、文化や習慣の違いを踏まえて外国人が日常生活に抱える不安や疑問などについて、総合的に相談できる窓口の設置に向けて調整していきます。	・（公財）太宰府市国際交流協会の窓口のほか、「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」に各種相談窓口を掲載し紹介しました。 ・(公財)太宰府市国際交流協会の事業として毎週開催している日本語教室にて、参加者の生活に関する相談等を受け付けました。 〇日本語教室 開催回数：40回 開催場所：太宰府市いきいき情報センター 太宰府市総合福祉センター 曜日時間：毎週月曜日10:00～12：10 学　習　者：1回あたり6名～15名 （延べ437人） 出　身　国：16か国	[成果] 日本語教室後にティータイムの時間を設け、学生と先生が日本語の学習だけでなく悩みや情報交換を行う機会をとることができました。 [課題] ・外国人の方が抱える不安や疑問に対し、気軽に相談できる窓口（国際交流サロン）の設置には至っていません。 ・日本語教室の講師はボランティアで来ていただいており、講師の高齢化の問題もあるため人材が不足しています。 ・外国人向けに日本語教室を紹介していますが、平日の昼間であるため、仕事や学校に通っている人が参加しにくいとの意見があります。	・日本語教室のスタッフ、市内留学生が在学する大学、（公財）太宰府市国際交流協会と連携しながら在住外国人や留学生が抱えている悩みや疑問の把握に努め、相談できる場や外国人が集まる場にて説明できる機会を検討します。	国際・交流課
					・住所等異動手続きに来られた外国人から在留資格に関する相談がある場合、出入国在留管理庁に連絡して手続きの指導を行っています。 〇外国人住民数 令和7年3月末　　711人 令和6年3月末　　602人 令和5年3月末　　478人 令和4年3月末　　448人 令和3年3月末　　499人	［成果］ ・市民課窓口に、相談窓口のチラシを設置して外国人に配布しています。 ［課題］ ・総合相談窓口の設置まで至っていません。 ・本市在住外国人も多国籍に渡るため、多言語対応に苦慮しています。	・関係機関と連携を図りながら、外国人への支援を行います。	市民課
		③	外国人にも分かりやすい情報提供	道路・公共施設などの案内表示、現在作成している「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」に掲載する情報の更新、その他手続関係のパンフレットなどの外国語表記の充実や、デザインを多用し、見てわかる案内表記を採用します。	・各課から依頼があった外国語の行政文書や掲示物を、協会に登録されている語学ボランティアの協力を得て随時翻訳しました。 〇翻訳依頼：10件	[成果] ・「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を改訂し、窓口での配布や配置を行いました。 [課題] ・韓国語の翻訳は国際交流員が対応していますが、韓国語以外の翻訳は即時対応が難しい状況です。また、文化財や観光資源の翻訳など、専門的な公共物の翻訳はボランティアでの対応が難しいことから、今後担当課から専門の翻訳会社への依頼の可否について検討の余地があります。 ・医療分野や防災分野の通訳、翻訳については、命にかかわる問題でもあるため、市だけでの対応は困難です。	・関係課や関係団体と調整を図りながら、国際交流、国際協力や外国人の地域生活援助を中心として翻訳に努めます。 ・「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」は、今後も外国人の意見を取り入れながら改訂を重ねていきます。	国際・交流課

項目			施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(6)	③	外国人にも分かりやすい情報提供	道路・公共施設などの案内表示、現在作成している「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」に掲載する情報の更新、その他手続関係のパンフレットなどの外国語表記の充実や、デザインを多用し、見てわかる案内表記を採用します。	令和3年度に導入した太宰府天満宮参道におけるリアルタイムの混雑情報を24時間自動で検知・配信する「太宰府市混雑可視化システム」に混雑予測機能を追加し、日本語・英語・中国語・韓国語の4か国語で混雑情報の配信を行い、本市を訪れる外国人が事前に混雑状況を確認可能することで、安全・安心で快適に過ごせる観光地としてのPRを実施しました。 　また、オーバーツーリズム対策として、多言語（日・英・韓・中（繁体・簡体））にて、マナー啓発リーフレットや動画の制作、タッチ式サイネージによる観光情報の提供を行いました。さらに、福岡空港国際線ツーリストインフォメーションに「太宰府コンシェルジュ」と銘打ったスタッフを配置し、観光案内に加え、上記リーフレットの配布を行いました。	[成果] 　多言語で啓発物を制作することにより、より多くの外国人の方にマナーについて周知することができました。また、入り口である福岡空港国際線で周知することで、効果的な情報発信を行うことができました。 [課題] 　今後さらに増加が見込まれる外国人観光客に対し、トイレマナーやごみの分別に関する情報発信を行い、オーバーツーリズムの抑制に努めてく必要があります。	・案内板やパンフレットを作成する際には、多言語での表記を行うなど、外国人にも分かりやすい情報発信に努めます。 ・外国人を含む観光客に向けた観光プロモーションの充実を目指します。	観光推進課
					・日本に初めて来られた外国人のために、市で作成した4カ国語（ベトナム語、韓国語、中国語、英語）の「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を配付するなど情報提供を行っています。	[成果] ・転入手続に来られた外国人に冊子を配付しています。 [課題] ・窓口案内標識に外国語での表示を推進していく必要があります。また、転入される外国人も多国籍化しており、それぞれに合ったガイドブックや各課作成のパンフレットの検討が必要です。	・「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」を配付し、情報提供に努めます。	市民課
					・外国人妊婦向けに英語・中国語・タガログ語・韓国語・タイ語・ネパール語・ポルトガル語の母子手帳を用意しました。また妊婦以外でも海外から転入され、母子手帳が必要な方にも交付をしています。交付時は必ず面談を実施しており、必要時には外国語に対応している医療相談機関を案内し、不慣れな状況下でも十分なサポートが受けられるよう支援しています。	[成果] ・日本語版と外国語版の母子手帳を提示して、ご希望の母子手帳を交付しています。 [課題] 現在用意している言語以外の母子手帳を用意するなど、外国人への細やかな対応が必要です。	・現在用意している7言語だけではなく、それ以外の言語対応が必要な際も、外国人の妊婦が安心して出産に臨めるよう準備を行います。 ・外国人の子育て世代に対する事業の情報提供、支援体制の構築に努めます。	子育て支援課

項目	施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3 (7) ＨＩＶ感染者などに関する人権問題						
①	教育・啓発の推進	ＨＩＶ感染者・患者やハンセン病の治癒者及び家族などの基本的な人権が守られ、社会の中で安心して生活していくことができるように、筑紫保健福祉環境事務所や福岡県ハンセン病協会などと連携を図り、市民の正しい知識と理解を育む啓発活動を積極的に推進していきます。 学校教育の場では、人権教育の中で、科学的知識と差別をなくす意識を育む取組を進めます。	・ＨＩＶやハンセン病に関する啓発用パンフレットやポスターを、目につきやすく、手にしやすい位置に配架することとし、保健センター内での掲示を工夫しました。 ・ホームページの「よくあるご質問」コーナーに、「エイズ検査をしたいのですが、どこでできますか。」という内容を引き続き掲載することで、筑紫保健福祉環境事務所が実施するＨＩＶ検査の周知を図りました。 ・各種相談事業において、ＨＩＶに関する質問があった際は、パンフレット等を用い、正しい知識の提供に努めました。 ・ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行っているハンセン病協会に財政的支援を行うことにより、連携した啓発を行いました。	[成果] ・健診受診や相談での来所、各種手続きで保健センターへ来所された際、多くの市民に手に取って読んでいただくことが出来ました。 [課題] ・ハンセン病協会が作成したパンフレット・ポスターの掲示を引き続き行うことと併せて、市広報やホームページの掲載内容を充実させる必要があります。	・感染対策に留意した上で、集団健(検)診や健康推進員全体会などを活用したＨＩＶ感染者・ハンセン病などへの正しい知識を持っていただくための啓発を検討し、実施してまいります。 ・市ホームページや広報などで啓発を行っていきます。	元気づくり課
			小学校に「ハンセン病を正しく理解しよう」、中学校に「ハンセン病の向こう側」を配付し、活用の指導を行いました。	[成果] 継続的な啓発・指導の成果で、差別等に対して子どもが敏感に反応するようになってきました。 [課題] ハンセン病やＨＩＶ等の個別的な人権課題について、小･中学生の発達段階に即した指導が必要です。	・学習指導要領の内容に沿って、教科書やリーフレットを利用し、ＨＩＶ感染者やハンセン病等、幅広い人権問題に対する正しい知識や理解が得られるよう指導を行います。	学校教育課
(8) 性的少数者の人権問題						
①	教育・啓発の推進	各職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、地域社会でのあらゆる場での啓発を推進します。 また、学校では、教職員への研修を実施するとともに、人権教育の中で、差別をなくす意識を育む取組を進めます。 さらに、性的マイノリティの方への支援として、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続して同居し、日常の生活を共にすることを宣誓することで、行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくするパートナーシップ制度についても、調査研究を行います。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会委員（95会員）を対象とした研修会の開催を支援しました。 筑紫地区企業同和問題推進委員会夏期研修会 日時：令和6年7月18日（木）14時 場所：春日市ふれあい文化センター 演題：「人権・部落差別問題を「今・ここ・自分事」として考える」 講師：谷口　研二氏 筑紫地区企業同和問題推進委員会総会及び研修会 日時：令和6年11月13日（水）14時 場所：ミリカローデン那珂川 演題：「考えてみましょう～デジタル社会と私の人権」 講師：古野　陽一氏 ・筑紫地区の企業・事業所に対し、商工会を通じて研修会への参加を呼び掛けました。 日時：令和7年2月13日（木）14時 場所：大野城まどかぴあ 演題：「障がいの理解とその対応」 講師：江島　玲子氏	[成果] ・職場における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・より多くの企業に参加してもらえるようにすることが課題です。	・太宰府市人権・同和問題啓発推進会構成団体へ各種研修会への案内を行っていきます。 ・街頭啓発等で市民への啓発を行っていきます。	人権政策課 産業振興課
			・令和3年度から市内4中学校で統一した標準制服を採用しました。令和7年度まで移行期間を設定していますが、スカートやズボンの選択、ネクタイやリボンの選択が性差にかかわらずできることが定着してきています。 新入生に対しても、新入生説明会において、今回の制服制度を取り入れた目的や内容を各中学校で説明し、個人の趣向で選択できる良さが浸透してきています。	[成果]中学校では、標準制服の取組を通して生徒や保護者のジェンダーフリーの取組についての理解は高まっています。 [課題] ・中学校での取組が、小学校高学年での取組にも生かされるよう、具体的な取組を啓発していく必要があります。 ・ジェンダーバイアスにとらわれない日常の発達支持的生徒指導が重要です。	・市内4中学校で統一した標準制服を採用したことについて、その意義についても併せて周知することで、環境面と意識面の両面から、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めていきます。 ・各教科等はもちろん、日常的な教育活動のあらゆる場面において、機会をとらえながら性的少数者に係る人権教育を推進します。 ・性的少数者に係る児童生徒に対するいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育を行います。	学校教育課
			・パートナーシップ宣誓制度については、福岡県が令和4年4月から開始した制度において、本市では令和4年10月から協力という形態で適用を行っています。 （令和4年10月当初協力開始）5種類 （令和5年 4月追加協力開始）4種類 合計で9種類の行政サービスで協力適用中。 ＊令和6年度適用実績なし	[成果]福岡県が率先して始めたパートナーシップ宣誓制度に対して、構成する自治体として協力体制を整えました。 [課題]市民・事業者を含めたさらなる啓発に取り組んでいく必要があります。	・関係各課に対して協力の適用について引き続き連携を図るとともに、新たに協力可能な行政サービスについても検討を行います。 ・本市独自のパートナーシップ宣誓制度については、令和7年度に実施予定です。	人権政策課

項目		施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
３	(9) インターネットによる人権侵害問題						
	①	個人情報の保護と運用	個人情報の保護と運用に配慮しつつ、より適切な取り扱いに努めていきます。	・組織におけるセキュリティ意識、個人情報保護意識の向上及び職員個人のSNSやブログ、掲示板等への投稿による情報漏えいを防ぐことを目的に、全職員を対象としてリモートラーニング・eラーニング研修を実施しました。 研修修了実績は、全職員を対象とした「情報セキュリティ関係研修」が申込数647コースに対し624コース修了、個人番号利用事務従事職員を対象とした「番号制度関係研修」が申込数625コースに対し554コース修了でした。	[成果] ・情報セキュリティ関係研修については97%の受講率で一定程度の成果は上げています。 ・「番号制度関係研修」は88.6%と昨年度より受講率は下がったものの、実務に関わる職員は受講されています。 [課題] 積極的な受講の呼びかけをおこなったもののいずれの研修においても受講率が下がっています。 職員への研修の必要性の意識付けを今後も行います。	・eラーニング研修が個人情報の取扱いに係る意識の向上に資することから、引き続き実施するとともに、受講しやすい環境を整えます。また、個人情報保護法改正に伴う制度運用について庁内周知を行い、なお一層、個人情報保護の意識の向上を図ります。	文書情報課
				・平成29年8月1日に事前登録型運用を開始し、令和2年12月末に当初登録者の更新を開始しました。 令和7年3月末　　58人 令和6年3月末　　65人 令和5年3月末　　53人 ・本制度で登録した人の住民票等を第三者が請求した件数は5件で、本人に通知しました。 ・ホームページには常時、パンフレットは市民課カウンター、ポスターは市民課に常時掲示し、制度の周知に努めました。 ・平成29年度より住基情報システムについては静脈認証を導入、さらに令和5年度より戸籍情報システムにおいて2要素認証（指紋、パスワード）を導入し、更なるセキュリティ強化により個人情報の保護に努めました。	[成果] ・本制度により、第三者からの請求について本人に通知することが可能となっています。 ・住基・戸籍システムとも生体認証を導入しており、さらなるセキュリティ強化に努めました。 [課題] ・本制度に登録している者が58人であるので、より多くの市民に周知する必要があります。	・広報、ホームページ、パンフレットなどでPRします。	市民課
	②	インターネットによる人権侵害への対応	個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、悪質な人権侵害となるようなインターネットなどへの書き込みに対しては、福岡県や法務局と連携して、プロバイダーなどにその情報の削除を求めるなど、適切な対応ができるよう取り組んでいきます。	・インターネットモニタリングを令和5年2月より開始し、関連サイトの確認を随時行いました。令和6年度に不正な書き込みは見つかりませんでした。	[成果] ・インターネットモニタリングを開始したことにより、不正な書き込み等を早く見つけることができました。 [課題] ・インターネットを介しての差別的書き込みを抑止する有効な手立てがないのが実情であり、法的な規制が必要ですが、市民啓発の中で他人の人権を侵害することは重大な犯罪行為であることを伝えていく必要があります。 ・モニタリングを開始しましたが、セキュリティの関係で削除要請が市ではできず、事象を発見した場合は、福岡県に依頼する必要があります。	・市民講演会や人権問題研修会の中に、インターネットを介した差別的事象の現状や問題点等を取り入れ、市民の人権感覚の向上を図ります。 ・差別的事象を発見した時は、速やかに法務局や福岡県と連携し、再発防止の対応を行います。 ・インターネットモニタリングについて調査・検討を行っていきます。 ・令和7年度に筑紫地区5市で作成の統一の啓発チラシについて、部落差別とインターネットについての内容で作成します。	人権政策課
	③	学校教育の場での啓発	学校教育の場では、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル教育・啓発を学校や児童生徒の実態に応じて計画的に実施することで、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークなどについての指導の充実を図ります。	道徳や特別活動等、情報モラル教育を教育課程に計画的に位置付けるよう、研修会等において学校への指導・助言を行いました。また、道徳や特別活動等の教育課程において情報モラル教育を計画的に位置付けるとともに、人権学習教材集「あおぞら」を活用したインターネット利用に関する指導も行っています。	[成果] ・ICT機器を活用する機会が増えるとともに、インターネット活用の危険性や有効性の指導充実が図られています。 [課題] ・LINEやインスタグラムなど、SNSにおけるいじめやトラブルが増加しているため、発達段階に応じた指導をさらに充実させる必要があります。 ・情報モラルに係る校内研修のサポートが必要です。	・道徳や学級活動、総合的な学習の時間において、計画的・継続的に情報モラル意識を向上させる学習を実施します。 ・福岡県が実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を利用して、外部講師を招へいし、専門的な立場から、インターネットや携帯電話等の情報通信における人権尊重の感性と認識を深めます。 ・人権学習教材集「あおぞら」を活用し、インターネット被害や情報の危険性等の指導を行います。	学校教育課

項目		施策名	施策の方向性	令和6年度の実施状況	評　価　（成果と課題）	令和7年度～8年度の実施計画	担当課
3	(10) 職場における人権問題						
	①	教育・啓発の推進	市内企業の各職場において、ハラスメントに関する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる場での啓発を推進します。	・筑紫地区企業同和問題推進委員会委員（95会員）を対象とした研修会の開催を支援しました。 筑紫地区企業同和問題推進委員会夏期研修会 日時：令和6年7月18日（木）14時 場所：春日市ふれあい文化センター 演題：「人権・部落差別問題を「今・ここ・自分事」として考える」 講師：谷口　研二氏 筑紫地区企業同和問題推進委員会総会及び研修会 日時：令和6年11月13日（水）14時 場所：ミリカローデン那珂川 演題：「考えてみましょう～デジタル社会と私の人権」 講師：古野　陽一氏 ・筑紫地区の企業・事業所に対し、商工会を通じて研修会への参加を呼び掛けました。 日時：令和7年2月13日（木）14時 場所：大野城まどかぴあ 演題：「障がいの理解とその対応」 講師：江島　玲子氏	[成果] ・職場における人権尊重の視点に加え、研修会の重要性を訴えました。 [課題] ・より多くの企業に参加してもらえるようにすることが課題です。	・市内企業への各種研修会参加の呼びかけや、企業独自の企業内研修実施等を検討していきます。 ・「男女共同参画に関するアンケート調査」については結果を分析し、企業への啓発に活かしていきます。	人権政策課 産業振興課
	(11) 様々な人権問題						
	①	関係機関・団体との連携	今後、さらに多様化する現代社会の進展に伴い、新たな人権課題への対応などの議論を深めながら、関係機関や関係団体と連携しながら、人権侵害に迅速に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。	・市のホームページにおいて、人権特設ページを設置し、人権講座「ひまわり」や「人権まつり」といった教育委員会所管分の様々な人権問題を発信する取り組みも周知して、啓発を行いました。	[課題] ・様々な人権に関する課題に的確に対応し、啓発できるように、関係機関・団体からの情報収集に努める必要があります。	・様々な人権問題については、法務省の人権啓発活動年間協調事項に示されていることから、毎年基本指針に掲載のうえ啓発の取り組みを行います。	人権政策課